

「公益信託法の見直しに関する中間試案」 に対して寄せられた意見の概要

目次

第1	新公益信託法の目的.....	1
第2	公益信託の定義等.....	2
1	公益信託の定義.....	2
2	公益信託事務の定義.....	3
3	現行公益信託法第2条第1項の削除.....	4
第3	公益信託の効力の発生.....	5
1	公益信託の成立の認可.....	5
2	不認可処分を受けた信託の効力.....	6
第4	公益信託の受託者.....	9
1	公益信託の受託者の資格.....	9
2	公益信託の受託者の権限, 義務及び責任.....	19
第5	公益信託の信託管理人.....	20
1	公益信託における信託管理人の必置.....	20
2	公益信託の信託管理人の資格.....	22
3	公益信託の信託管理人の権限, 義務及び責任.....	24
第6	公益信託の委託者.....	25
1	公益信託の委託者の権限.....	25
2	公益信託の委託者の相続人.....	27
第7	行政庁.....	29
1	公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁.....	29
2	行政庁の区分.....	30
第8	公益信託の成立の認可の申請.....	30
1	公益信託の成立の認可の申請主体.....	30
2	公益信託の成立の認可の申請手続.....	30
第9	公益信託の成立の認可基準.....	31
1	公益信託の目的に関する基準.....	31
2	公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準.....	32
3	公益信託の信託財産に関する基準.....	34
4	公益信託の信託行為の定めに関する基準.....	36

第10	公益信託の名称	41
第11	公益信託の情報公開	42
1	公益信託の情報公開の対象及び方法	42
2	公益信託の公示	43
第12	公益信託の監督	44
1	行政庁の権限	44
2	裁判所の権限	45
第13	公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任	46
1	公益信託の受託者の辞任	46
2	公益信託の受託者の解任	49
3	公益信託の新受託者の選任	51
第14	公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任	54
第15	公益信託の変更，併合及び分割	55
1	公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更	55
2	公益信託の目的の変更	60
3	公益信託の併合・分割	62
第16	公益信託の終了	64
1	公益信託の終了事由	64
2	公益信託の存続期間	66
3	委託者，受託者及び信託管理人の合意による終了	66
4	公益信託の終了命令	68
5	公益信託の成立の認可の取消しによる終了	69
第17	公益信託の終了時の残余財産の処理	71
1	残余財産の帰属権利者の指定	71
2	最終的な残余財産の帰属	74
第18	公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等	74
1	公益先行信託	74
2	公益信託から受益者の定めのある信託への変更	77
3	残余公益信託	78
4	受益者の定めのある信託から公益信託への変更	80
第19	その他	82
1	信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託	82
2	新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い	84
3	罰則	87
4	その他	87

(別添) 意見提出団体とその略称対比表

(前注)

- 1 「公益信託法の見直しに関する中間試案」(平成29年12月12日法制審議会信託法部会第47回会議取りまとめ)について、平成30年1月9日から同年2月19日までの期間意見募集をした結果、団体から12団体(うち有志1団体)、個人から17名(うち弁護士9名)の意見が寄せられた。
- 2 この資料では、以下の略語を用いている。
「中間試案」＝公益信託法の見直しに関する中間試案
「補足説明」＝公益信託法の見直しに関する中間試案の補足説明
「公益法人認定法」＝公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
- 3 この資料では、中間試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を、【賛成】、【反対】、【その他の意見】等の区分に整理し、意見を寄せられた団体の名称及び個人の人数を記載するとともに、意見の理由等が付されていたものについては、その要旨を紹介している。
- 4 各団体(有志を除く)の名称については、別添「意見提出団体とその略称対比表」に基づく略称を使用している。個人名は記載せず、「弁護士」又は「個人」と記載した。
- 5 中間試案に対して寄せられた意見の中で、表現が異なっても同趣旨であると判断したものについては、同一の意見として取りまとめている。
- 6 中間試案に掲げた個々の項目と関係がないと判断された意見や趣旨が不明であった意見などについては、この資料で紹介していない。

第1 新公益信託法の目的

新公益信託法は、公益信託の成立の認可を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連

- ・ 現行の公益信託法において目的規定は存在していないが，新公益信託法において目的規定を定めることは，法文の解釈をする際の指針にもなりうるものであることから望ましい。そして，同じく公益活動の促進について定めた公益法人認定法において目的を定めた同法第1条を参考として，公益信託が民間資金によって社会貢献を図る制度であること，及び公益信託は受益者の定めのない信託であり受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置は公益信託のガバナンスの中核を占めるものであることに鑑みれば，本文の提案の目的規定の内容は妥当である。
(大阪弁)
- ・ 公益信託法の見直しに際しては，現行の税法上の規定による3段階の複雑な制度を改め，公益法人制度と平仄を合わせ，行政庁から認可された公益信託が税法上の優遇措置を受けることが可能な制度となるよう，税制当局との調整を強力に進めていただきたい。(公法協)
- ・ 新公益信託法においては，公益法人認定法第58条と同様に，公益信託の活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るために税制上の措置を講ずることとされるべきである。税法上の優遇措置があることは公益信託の利用拡大にとって重要な要素である。また，行政庁から認可された公益信託が税法上の優遇措置を受けることが可能な制度となることは，公益信託を実施しようとする者の利便性を向上させ，利用拡大をより容易にするものである。そのため，法改正は，税法上の優遇措置と平仄のとれたものでなければならない。(信託協会)
- ・ 新公益信託法は，公益信託の成立の認可を行う制度を定めるものである。また，公益信託は受益者の定めのない信託であり，受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置はガバナンスの中核である。したがって，法の目的を達成する手段として，以上の2点を目的規定に記載することは適当である。公益財団法人と類似する機能を有する公益信託は，公益財団法人同様，民間による公益活動の中核として，その健全な発展を促進することができる。その先にある法の最終的な目的は，公益の増進と活力ある社会の実現である。以上から，目的規定としては，的確な内容となっている。(東弁)

- ・ 公益法人認定法や特定非営利活動促進法の冒頭にも目的に関する定めがあることとの整合性や、公益信託が民間資金によって社会貢献を図る制度であることに鑑みて、本文の提案のように目的の定めを設けることは適当である。そして、新公益信託法は、現行の主務官庁の許可制を廃止して、行政庁による認可制へ変更するものであり、また、公益信託は受益者の定めのない信託であることから、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置は公益信託のガバナンスの中核を占めるものであるため、この両者を目的達成のための手段として規定することも適当である。(日弁連)

【反対】なし

第2 公益信託の定義等

1 公益信託の定義

公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託として、行政庁から公益信託の成立の認可を受けたものとする。

【賛成】大阪弁、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ 本文の提案は、現行公益信託法1条の規定について、①受益者の定めのない信託と公益目的の文言との先後を入れ替え、②従前主務官庁の成立の許可を要したものを、行政庁の認可へと変更したものであるが、①は実質的な意味変更を伴うものではなく、②についても、今回、公益信託の利用を促進するとの観点から、公益法人でも採られていない主務官庁による許可制を廃止し、行政庁による成立の認可を得る制度へと変更することに伴う変更であり、適切である。(大阪弁)
- ・ 現行法の公益信託の定義と本文の提案の定義を比較すると、「受益者の定めのない信託」と「公益を目的とする」の位置が入れ替えられたが、入替えによる実質的な意味の変更はなく、いずれでもよい。また、「主務官庁の許可」が「行政庁から公益信託の認可を受けた」に表現が変更されているが、新公益信託法では、主務官庁の許可制度は廃止され、行政庁からの認可制度に変更される予定である。以上から、本文の提案は、公益信託の要件を的確に表現しており、賛成する。(東弁)
- ・ 現行の公益信託法は、「受益者の定めのない信託」の下位概念としての公益信託とその他の受益者の定めのない信託(目的信託)とに整理する考え方に整合しており、この考え方自体を変更する必要はない。また、現行法とは、「受益者の定めのない信託」と「公益を目的とする信託」の順番が入れ替わっているが、「公益を目的とする」「受益者の定めのない信託」として行政庁から成立の認可を受けた信託という定義の方が、認可基準との関係からみて適当と言える。また、新公益信託法は、現行の

主務官庁の許可制を廃止して、行政庁による認可制へ変更するものであるから、「行政庁から公益信託の成立の認可」を受けたものと限定することに賛成である。(日弁連)

【反対】公法協

- ・ 本文の提案の「公益を目的とする受益者の定めのない信託として」を単に「公益を目的とする信託として」とし、「受益者の定めのない」を削除すべきである。なお、公益の例示として「祭祀、宗教」を掲げることには、英米においては別建てとなっており、世界的に例も少ないことから反対する。(公法協)

【その他の意見】個人

- ・ 「技芸（学術が別の項としてあるので、製造業における技匠的なものはここから外れると察される。）、祭祀、宗教」などはあくまで個人的利益を提供するものにすぎないので、「技芸、祭祀、宗教」の3つについては、記述から削除していただきたい。(個人)

2 公益信託事務の定義

公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する具体的な種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとする。

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ ただし、不当に公益信託の範囲が狭められることがないように、「不特定かつ多数の者」との文言を柔軟に解すべきことを立法過程でより明確にすべきである。(大阪弁)
- ・ ただし、第2の1と同様に「祭祀、宗教」は削除されたい。(公法協)
- ・ 公益信託事務は、公益法人認定法第2条第4号において定義されている公益法人が行う公益目的事業に相当するもので、通常的信託で受託者が行う個別的信託事務（信託法第29条、第30条等）を束ねたものである。これは、行政庁の判断対象は信託の目的ではなく、具体的な種類の信託事務だからであると説明されている。公益については「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益」と定義されているが、例示されている事項はいずれも公益に関するものであり、「その他の公益」という包括条項を入れることで社会の変化にも対応できるようになっている。また、本文の定義では、公益と認められるためには、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」でなければならないとされている。「不特定かつ多数」という要件を採用すると、特定かつ多数（母集団は大きい、構成員が特定される場合）や不特定かつ少数（構成員は特定されないが、母集団が少ない場合）は公益信託事務だと認められない。もっとも、他の法律の公益性判断の局面では、「不特定かつ多数」とい

う表現が用いられており、柔軟に運用することで対応されていると説明されており、この点について運用面の不満を述べる意見は見当たらない。したがって、不特定かつ多数とすることに賛成する。もっとも、以上の定義のみでは抽象的であり、認可主体の行政庁に広範な裁量を認めざるを得なくなるので、別表をつけて公益の内容を具体化することに賛成する。(東弁)

- ・ 公益信託事務とは、通常の信託で受託者が行う個別の信託事務を束ねたものという意味で使用されている。しかし、「信託事務」という表現が単独の事務を表現している一方で、「信託事務」の冒頭に「公益」が付されると「信託事務」を束ねたものになるという説明は、その表現のみからおよそ理解できるものではない。現在のところ、「公益信託事務」に代わる適当な表現は見当たらないものの、「信託事務」を束ねたものを意味する言葉をどのように表現すべきかは、引き続き検討すべきである。(東弁)
- ・ 公益信託事務の定義を設けることには賛成である。なお、現行法では「積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的」とするものでなければならぬところ(公益信託の引受け許可審査基準等第1項)、実際の運用では「不特定多数」が限定的に解釈されており、当該要件の充足が認められにくいという実情がある。本文の提案でも「不特定かつ多数」という表現が用いられているが、公益信託の、より活発な利用のためには、この要件の充足性の判断がより実質的かつ柔軟になされる必要があると考えられる。補足説明において当該精神が明記されていることは適当である。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】東京都

- ・ 公益法人制度においては、公益法人認定法第2条第4号の「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定について、「公益目的事業のチェックポイント」や「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」などが作成され、申請者と行政庁の双方に共有されている。公益信託事務における「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の考え方についても、基準等が示されるべきである(例えば、特定少数の受給権者を通して不特定多数の人々の利益の増進に寄与するものについての考え方等)。(東京都)

3 現行公益信託法第2条第1項の削除

現行公益信託法第2条第1項を削除するものとする。

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ まず、主務官庁の許可制の削除については、既存の公益信託が原則として存続することを前提として賛成する。次に、行政庁の認可を受けていないものの公益的な

要素を信託目的に含む受益者の定めのない信託を有効とすることに賛成する。

主務官庁の許可制の削除により、公益信託やその関係者に追加的な負担が発生することがもしあるならば、従来なんら不祥事等が指摘されていなかった既存の公益信託の存続に悪影響をもたらすため、そのような弊害が生じないことが前提とされるべきである。信託銀行が1社で100件を超える公益信託を受託している事例もあるという実態を踏まえ、移管時、移管後の両面で、合理化、省力化が図られるようにしていただきたい。(信託協会)

- 本文の提案については、公益信託法第2条第1項の削除により、公益信託の認可を受けていない公益を目的とする目的信託を一律に無効とはしないという本部会の意図は明確に表現できると説明されている。すなわち、現行公益信託法第2条第1項を削除する意図は行政庁の認可を受けていない公益を目的とする信託を認めることにある。また、公益信託の認可を受けられなければ信託としても成立させないという信託契約当事者の意思があればそれを尊重することもあり得るとされており、存続させることで生じる問題は個々の事案で対処可能である。(東弁)
- 現行公益信託法第2条第1項は、公益信託は主務官庁の許可を受けなければその効力を生じないと定めている。この規定について、主務官庁の許可を受けていない公益目的の受益者の定めのない信託について、無効と解釈することもあり得るところ、本文の提案は、主務官庁による許可制の廃止を前提に、行政庁による認可を受けられなかったとしても、公益目的の受益者の定めのない信託として、一律に無効としないという解釈を明確にする趣旨のものである。信託契約の当事者の意思があればこれを尊重することが適当であり、このような公益目的の受益者の定めがない信託について生じる問題点は別途対処することが検討可能であるため、本文の提案に賛成である。(日弁連)

【反対】なし

第3 公益信託の効力の発生

1 公益信託の成立の認可

公益信託は、当事者が信託行為をし、かつ、行政庁による公益信託の成立の認可を受けることによってその効力を生ずるものとする。

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- 公益信託は、信託行為と行政庁にて認可を受けることの双方が備わることで、公益信託としての名称の保護や行政庁の監督など公益信託としての効果が生じると考えるべきである。その場合に、信託行為と認可の先後に関係なく公益信託としての保護や監督が及ぶ等の効果が発生するための要件として整理するのであれば、本文

の提案のように整理することは合理的である。(大阪弁)

- ・ 公益信託の名称の保護や行政庁の監督が及ぶ等の効果は、成立の認可を受けることにより生じるとすることが論理的である。(札幌弁)
- ・ 公益信託を設定する者は、税制優遇を受けることを希望する人が多いと思われる。行政庁による公益信託の成立の認可が税制優遇を受ける条件とされることを前提とすれば、受益者の定めのない信託を公益目的で設定する場合には、信託行為をする者は、通常、行政庁による公益信託の成立の認可を受けることで信託の効力が発生することを期待しており(それ以前に信託の効力が発生すれば、信託財産を、税制優遇を受けることができるか否か判明する前に委託者から受託者に移転させなければならない。)、行政庁の認可を効力発生要件としたほうがよい。(東弁)
- ・ 公益信託は、信託行為に加えて行政庁にて認可を受けることの双方が備わることによって、公益信託としての名称の保護や行政庁の監督など公益信託としての効果が生じるものと考えらるべきである。そして公益信託について、行政庁の認可に先行して目的信託として成立し効力が発生していることが必要とされるべきではない。そのため、信託行為と認可について両者の先後関係に関係なく、双方の条件を満たすことをもって公益信託としての保護や監督が及ぶ等の効果が発生するための要件と整理するのが相当であり、本文の提案の内容は妥当である。(日弁連)

【反対】なし

2 不認可処分を受けた信託の効力

公益信託として新たに信託を成立させる場合に行政庁から不認可処分を受けても当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは、当該信託は不認可処分を受けた時から受益者の定めのない信託としてその効力を生ずるものとし(注1)、当該信託については信託法第11章の規定を適用するものとする(注2)。

(注1) 上記のような規律については、新公益信託法の中に規定を設けるのではなく、解釈に委ねるべきであるという考え方がある。

(注2) 行政庁から不認可処分を受けた受益者の定めのない信託について、信託法第11章の規定を適用するが、一定の事項につき信託法第11章の特則を設けるべきであるという考え方がある。

【本文の提案に賛成】札幌弁

- ・ (注2)は、公益信託の成立の認可を申請したことをもって、信託法258条1項に規定する受託者要件を緩和する等の効果を与えることになるが、そのような取り扱いをする必要性も合理性もない。(札幌弁)

【(注1)に賛成】公法協，信託協会

- ・ 不認可処分を受けた信託は，単に私人間の信託であることから，その効力を新公益信託法の中に規定すべきではない。(注2)については，信託法第11章の特則の内容にもよるが，「公益を目的とする受益者の定めのない信託」とでも称した場合，新法による公益信託と紛らわしさが生じる可能性があることから，その歯止め等が講じられない限り反対である。(公法協)
- ・ 本文の提案が採用され，現行公益信託法第2条第1項が削除されて，行政庁の認可を受けていないものの公益的な要素を信託目的に含む受益者の定めのない信託が有効であることが解釈上明確になることを前提とすると，「公益信託として新たに信託を成立させる場合に行政庁から不認可処分を受けても当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがある」場合には，当該信託が受益者の定めのない信託として有効に成立することには法令解釈上の論点はなく，そのような確認的な規定を法律に明文化することに特段の意義はない。また，当該信託の効力発生時期は信託行為の定めに委ねられるべきで，「当該信託は不認可処分を受けた時から受益者の定めのない信託としてその効力を生ずる」ことを法令で定める必要はない。そのため，本文の提案に反対し，(注1)に賛成する。仮に本文の提案が採用されるなら，当該信託行為の定めがある場合でも効力発生時期については任意規定としなければならない。またそれ故，本文の提案には実務的な有用性はない。(信託協会)
- ・ (注2)は，公益になんらかの貢献をする受益者の定めのない信託を設定しようとしたにもかかわらず公益認可を受けることができないために，当該受益者の定めのない信託を設定できない場合があることを問題視していると考えられる。しかし，公益的な目的を信託目的とすることは受益者の定めのある信託でも可能であるため，「公益認可の得られない公益に貢献する受益者の定めのない信託」という類型を新たに作ることに実質的な意味はない。さらに，「公益認可の得られない公益に貢献する受益者の定めのない信託」と認められるためには，「何らかの理由により公益認可が得られなかった受益者の定めのない信託」について行政庁が「Aの理由により公益認可はできないが，Bの理由により公益には確かに貢献する」ということを「Bの理由」の要件を法定した上で示す必要がある。既存の法律で同様の効果が得られるにもかかわらず，(注2)によれば，新たな行政コストを強いる法律を作ることになり，合理性はない。(信託協会)

【(注2)に賛成】大阪弁，東弁，日弁連

- ・ 公益を目的とする受益者の定めのない信託については，信託管理人が選任されている限りにおいては，受託者の資格に関する信託法附則第3項の規定は適用しないことなど公益目的以外の目的信託とは別途の規制内容とすることについて検討すべきである。また，当初から認可を予定していない公益を目的とする受益者の定め

ない信託についても、信託管理人が選任されている限りにおいては、不認可処分を受けた場合と変わらない規律にすべきである。（大阪弁）

- 公益を目的とする受益者の定めのない信託について、信託法第11章の規定が適用されるか否か（つまり、公益を目的とする受益者の定めのない信託が設定された場合に、この信託を信託法の定める目的信託と位置付けるか否か）は現行法の解釈において争いがあるものの、多数の学説は、公益信託を受益者の定めのない信託だと位置づける。信託の母国である英米では、目的信託は公益信託を中心に発展してきた。したがって、行政庁の認可を受けることができなかったものについては、受益者の定めのない信託であることを明確にするため、信託法第11章の規定が適用されることを明示すべきである。もっとも、受益者の定めのない信託である場合には、受託者の資格を「当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人」に限定する信託法附則第3項が適用され、自然人が受託者であるもので認可を受けることができなかったものは同項違反で無効とされてしまう。また、目的信託における存続期間の制限（信託法第259条）や目的信託における委託者の権限（信託法第260条。例えば、委託者が受益者の受託者に対する監督権限を有する。）等についても、公益信託と異なる扱いを受けることになる。以上から、認可を受けることができなかった公益信託については、受益者の定めのない信託として信託法第11章を適用するとしても、信託法附則第3項等については、新たな公益信託を参考に特別な規律を設けるべきである。（東弁）
- 行政庁から不認可処分を受けた場合であっても、当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときに、受益者の定めのない信託としての効力を否定する必要性はない。（注1）のように解釈に委ねるとすれば、これまでの解釈でも、主務官庁から許可を受けていない公益を目的とする受益者の定めのない信託は無効であるとの解釈が存在した以上、信託行為で明確に不認可処分となっても信託として有効に成立させると定めていた場合であっても、受益者の定めのない信託として効力が存するのかがどうかが不明確となってしまう。よって、行政庁から不認可処分を受けた場合であっても、当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは目的信託として有効に成立し得る旨明文で規定するのが相当である。不認可処分を受けたが、受益者の定めのない信託として効力を有する場合の規律についてであるが、信託法第258条第1項の受益者の定めのない信託（目的信託）に関する信託法第11章の規定の適用が問題となる。公益目的ではない目的信託と全く同様のものとして当該第11章の規定を適用すると考えた場合に、例えば、現行では、信託法附則第3項を受けた信託法施行令第3条により、純資産額が5000万円を超える法人であることなど厳しい受託者資格の制限が定められており、かかる受託者資格の規定の適用

が問題となる。また、目的信託における存続期間の制限（信託法第259条）や目的信託における委託者の権限（信託法第260条）等についても、新しい公益信託とは異なる規律となる。しかし、目的信託の受託者要件そのものが厳しすぎるものであり、本来的には、より要件を緩和すべきものである。そして、上記附則でも、公益を目的とする信託は、受託者資格の要件の適用から除外されており、その意味でも公益を目的とした信託については受託者資格に関する規定は適用されないものと整理されるべきである。今回は公益信託の改正であって、仮に目的信託全般の改正にまで及ばないとしても、公益信託と私益の目的信託とは別に、公益目的の受益者の定めのない信託（ただし公益信託ではない。）との分野が存在することから、公益目的の受益者の定めのない信託の場合に、仮に、公益信託としての認定ができなかったとしても、公益目的であるとの観点から、目的信託について定めた第11章の規定をそのまま適用せずに、受託者の資格を公益の目的ではなく目的信託よりも緩和して広く許容することが公益を推進するとの観点からしても社会的にも有益であると考えられる。その他の規定（上記の期間制限等）についても、公益を目的とするとの観点から公益信託における規律を参考にしつつ、私益の目的信託とは異なった規律を設けることも検討されるべきである。そこで、行政庁から不認可となった受益者の定めのない信託であっても、公益目的である場合については、特に受託者要件について高額な純資産額を要求される法人受託者に限定する必要はなく、より緩和された要件が検討されるべきである。また、その他の第11章の規律についても一律に適用するとすべきかそれとも独自の規定を設けるべきかについて引き続き検討すべきである。（日弁連）

【その他の意見】最高裁

- ・（注1）について、明文の規定を設けずに解釈に委ねると、法律関係が不明確になるおそれがあるとの実務上の問題点の指摘があった。（最高裁）

第4 公益信託の受託者

1 公益信託の受託者の資格

公益信託の受託者は、次の資格を満たさなければならないものとする。

(1) 公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること（注1）

【甲案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であること

【乙案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であること（注2）

（注1）受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者又は組織（運営委員等又は運営委員会等）の意見を聴く

ことを必要とすべきであるとの考え方がある。

(注2) 受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とするとの考え方がある。

1 本文の提案について

【甲案に賛成】信託協会，東京都，日司連，個人3名

- ・ 信託法において、私益信託は、契約自由の原則や私的自治の精神に基づき、自由度の高い機関設計を当事者が選択することが認められている。一方で、公益信託は、公益認可を受けることにより社会から信頼を受け、税制においても一定の優遇を受けることから、それにふさわしい機関設計とするべく、私益信託に比べ機関設計の自由度が制限され、より厳しいガバナンス構造が要求される。一方で、公益信託は受益者が存在しないため、受益者が受託者を監督することは期待できない。また、委託者の私的な目的のために公益信託が利用される疑いを排除すべきことから、公益信託以外の受託者の定めのない信託のように、委託者に受益者に代わって受託者の監督を荷わせることもできない。そのため、現行の公益信託法の下では、外部から行政庁が監督を行うとともに、行政庁は、受益者と委託者に代わる内部ガバナンスの主体として信託管理人を置く公益信託であり、かつ事業の範囲を助成のみとし、一定の能力を有する受託者が運営委員会の助言（助成先の選定等に関する助言）を受けて信託事務を行うもののみを許可している。もっとも、現在の公益信託がこのような簡易なガバナンス体制であるにもかかわらず公益法人制度の見直しの際に問題とされたようなガバナンスの不全や不祥事がなかった理由としては、事実上、ほとんどの公益信託が信託業務を兼営する金融機関が受託者で、受託者の内部にガバナンス体制が整備されていたことが大きな要因であったと思われる。新しい公益信託法でも、受託者1名で信託管理人が1名又は数名という簡易な体制が維持され、主務官庁制の廃止により外部の行政庁が現状以上に監督能力を発揮することも予定されていないのであるから、新しい公益信託法でも、受託者の内部にガバナンス体制が整備されていることが重要である。（信託協会）
- ・ 甲案の場合、受託者となる法人の内部ガバナンス体制を判断するための基準が、第4の1(3)以外にも法律や政省令等で定められることが望ましい。具体的には、信託法附則第3項及び信託法施行令第3条の受益者の定めのない信託に関する経過措置と同様の財産基準が考えられる。例えば純資産がマイナスの法人が公益信託の受託者となることは、公益信託事務にも影響を及ぼしかねないからである。また、公益法人と同様の体制、すなわち理事会、社員総会又は評議員会、監事等の組織を有する法人とすること、会社の場合は、取締役会設置会社、指名委員会等設置会社又

は監査等委員会設置会社とすることが考えられる。(信託協会)

- ・ 乙案には反対するが、仮に乙案を採用するのであれば、自然人が受託者となる場合には法人受託者の認可基準とは異なる基準を設ける必要がある。受託者の内部ガバナンス体制に依拠できない以上、受託者と信託管理人により公益財団法人と同等の体制を構築すべきである。すなわち、理事会に相当する共同受託者会を設置し、評議員会および監事の役割を担う信託管理人会を設置するなどの体制を法定しそれぞれの会議体の内部の職務の分掌を法定するか、内規に定めて公益認可の対象とする必要がある。さらに、受託者との利益相反取引等についても、信託法をそのまま適用することでよいかなど、公益法人法との比較検討を改めて行う必要がある。もっとも、このような制度を導入することは、公益法人と類似した制度を重複して設けることとなり、その社会的、経済的な意義について、まず検討する必要がある。

(信託協会)

- ・ 自然人は、内部のガバナンスを備えておらず、公益信託事務の適正な処理を確保する仕組みが十分であるとはいえず、また、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力について判断するための客観的な要件を定めることも困難と考えられる。仮に、要件が示され、それに基づいて自然人を受託者として認可したとしても、認可後の当該自然人の健康状態の変化等が「公益信託事務の適正な処理をなし得る能力」に影響を与える可能性が考えられるところ、行政庁がそのような事情を把握する方法がないなど、監督においても問題が生じるおそれがある。(東京都)
- ・ ①法人受託者でも、一般社団法人やNPO法人等の法人を活用すれば、軽量・軽装備の信託は可能であること、②個人受託者の場合受託者の交代の際に問題が生ずること、③自然人受託者の場合信託管理人の監督しかなくガバナンスに問題があることなどからすると、公益信託の受託者は法人に限定し、自然人に拡大すべきではない。仮に、公益信託の受託者の担い手を自然人に拡大するのであれば、信託財産の種類及び額、追加信託の可否についての制限を設けるべきである。また、公益信託事務を短期間で小規模な助成型のものに限るべきである。(日司連)
- ・ 公益信託と同じ目的を持つ公益法人は、公益事業を法人が行い、その組織は社員、評議員、理事、監事などを有し、財産目録の作成及び備置きが求められ、一定規模の法人に関し会計監査人の設置が求められるなど、信託財産の不正流出を防止するための監視体制が定められている。これは公益法人が有する公益性に着目し、公益法人による当該事業の適正な実施を確保し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするからである。信託と法人は異なる制度であるが、公益信託法の目的が公益増進を図ることであるとすれば、公益法人に存するコントロール体制と同様の体制が公益信託においても求められるべきである(信託管理人だけでは不十分であろう。税制優遇を受ける場合はなおさらである)。さらに公益信託は長期間存続するのが好ましく、このことから公益事業を行う信託の財産管理人

である受託者は法人が適当である。(個人)

- ・ 公益信託の受託者の拡大の方向は正しいものがある。しかし、公益信託の信頼性の観点からは、弁護士の委員が主張された、自然人でも可能との意見には賛成できない。受託者は、信託銀行や相応のガバナンスが機能している法人である必要があると考える。ちなみに、専門家としての成年後見人の横領等不正が多いことを見れば、明らかである。法人として複数の目によるチェックが働くのが受託者適格として相応しいと思う。(個人)
- ・ 事業の継続性からすると、法人であるのがよい。(個人)

【乙案に賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，東弁，日弁連，弁護士9名，個人6名

- ・ 自然人による受託を認めるべきである。現行法でも、信託業法の問題を除けば、実体法レベルでは、自然人が受託者となること自体否定されていない。許可審査基準でも、受託者が法人に限定されているわけではなく、ただ、税法上の優遇的な措置を受けるとの観点も相まって、実務上、信託銀行などが受託者を担っているにすぎない。しかるに、今回の改正の趣旨は、法人を設立するのに比して、軽量・軽装備といわれている公益信託を広く活用されるようにして、もって公益の増進を更に進めようとするものである。かかる観点からすれば、受託者の担い手を広げるべき要請こそあれ、これを狭める必要はないのであって、法改正により実体法上受託者を法人に限定する理由がない。もし、今回の改正で実体法たる公益信託法のレベルで自然人を受託者から排除するとなると、現行公益信託法で認められていたものを規制することになり、公益信託の利用可能性を広げるといふ今回の改正の趣旨にも大きく反する。よって、受託者の資格を法人に限定する甲案は容認しがたい。(大阪弁，弁護士，個人)
- ・ 現行法上受託者の資格を制限する規定はなく、信託法7条が未成年者等は受託者になれないことを規定していることからすると、自然人が受託者となる場合があることは想定されているというべきである。公益信託に対する社会的信用は、信託財産に損失が生じる事態を招いたことによって失墜するのであって、法人であれば損失填補責任等により現実に損失が填補される可能性が高いかどうかとは関係がない。一般に、法人の組織的怠慢による不祥事が生じてきた歴史的事実からすれば、法人組織があることを過度に強調すべきではない。法人との共同受託は、どのような場合を想定しているのか不明であり、法人が自然人の能力不足を補うことを想定するのであれば、かえって当該法人の負担が増し、軽量・軽装備の要請に反する。(札幌弁)
- ・ 現行公益信託法上、受託者の資格を制限する規定はなく、信託法第7条が「信託は、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができない」として、未成年者等は受託者になれないことを規定していることからすると、実体法上、自然人が受託者となることは想定されている。また、許可審査基準でも、

受託者が法人に限定されているわけではなく、ただ、税法上の優遇的な措置を受けるとの観点も相まって、実務上、信託銀行などが受託者を担っているにすぎない。しかるに、今回の改正の趣旨は、現行の実務において公益信託の担い手はそのほとんどが信託銀行となっており、そのため株式会社たる信託銀行の採算に合う資産規模でなければ新たに公益信託を設定することが難しい状況にあることから、公益信託において、民間の資金等を公益目的に積極的に活用し、より利用しやすい制度とする必要性が指摘されている。それゆえ、公益信託の適切な管理運営をなし得る能力を有する自然人を受託者とすることで、多種多様な公益信託の担い手を確保する意義は大きい。例えば、弁護士等の専門職であって、財産管理業務に係る知識、経験、能力を備え、不祥事を防止し得る自治制度等を有する者であれば、公益信託の受託者として公益信託事務の適正な処理をなし得ると考えられる。

自然人受託者を許容する場合の課題として、①固有財産の多寡、②受託者内部のガバナンスの有無、③税制優遇との関係、④公益信託を安定的・継続的に遂行するための人員、組織及び資力、⑤死亡、病気や老衰などのリスク、⑥適格性の判断の難易度（行政庁が資本金の額や貸借対照表、組織構成等の客観的な要件に基づいて判断できない）などの理由により、自然人受託者を許容することに対し消極的な意見があることが紹介されている。しかし、上記①～⑥については次のことが指摘できるのであり、これらは自然人を一律に受託者から排除する理由とはならない。

① 固有財産の多寡

受託者に不祥事が発生した場合に、同人の固有財産が多ければ多いほど、損害の填補がなされる可能性が高まることは確かである。しかしながら、法人であるから固有財産が多いとは限らない。また、固有財産が少ないことにより損害の填補がなされないリスクは、保険への加入によって軽減できる。よって、固有財産の多寡は法人に限定する理由とはならない。

② 受託者内部のガバナンスの有無

法人内部に複層的な業務の執行・監督の仕組みがどの程度備えられているかは個別の事情による。また、内部ガバナンスの体制を構築していた（はずの）法人であっても、属人的な要因はもちろん、組織的な要因又はこれらが相まって不祥事を起こす例があることは周知の事実である。よって、受託者内部のガバナンスの有無は、必ずしも受託者を法人に限定する理由とはならない。

③ 税制優遇との関係

日本の現行の公益信託制度は、税法上の優遇を簡単に認めるのは問題であるとして、公益概念を狭くしようとする傾向があるところに問題があると言われている。税制優遇を理由とする資格制限は、こうした傾向の一局面であり、資格制限を考える上で参考にすべきではない。

④ 公益信託を安定的・継続的に遂行するための人員，組織及び資力

公益信託には多様な活用法が想定されており，その中には自然人の受託者において信託財産の管理処分を含む公益信託事務の適正な処理を行うことが可能なものもあり得る。

また，現在の信託法は，旧信託法における受託者の自己執行義務を改めて受託者から第三者への事務処理の委託を広く認めており，自然人受託者が一定の範囲の信託事務を第三者に委託して公益信託事務を行うことも可能となっているから，自然人の受託者でも十分な人員等を確保することは可能となっている。

⑤ 死亡，病気や老衰などのリスク

受託者たる自然人が死亡した場合，受託者の地位は相続されないので，受託者が死亡することにより公益信託の事務が停滞するおそれがあるという意見がある。

もっとも，法人であっても，破産等により法人格が消滅することはあり，人格が消滅等することによる事務停滞のリスクは自然人固有の問題ではない。よって，この問題は，受託者の資格を制限するよりも，公益信託の引継ぎの規律を整備することによって対処すべき問題である。

⑥ 適格性の判断の難易度

自然人を受託者から排除すべきという意見の理由として，行政庁が資本金の額や貸借対照表，組織構成等の客観的な要件に基づいて適格性を判断できる法人と異なり，自然人受託者の適格性の要件を明確に定めることには困難を伴うとの意見がある。

しかし，受益者の適格性を判断するための最も根本的な要件は，「公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること」である。この実際の判断は公益信託事務の内容次第で様々になると考えられ，特に事業型の公益信託（例えば美術館，学生寮又は子ども食堂の運営等）については，いかに財務上優良で会計監査制度が備わった法人であっても，その法人がその公益信託事務を適切に遂行できるか否かは，別途の要素にも基づいて実質的に判断せざるを得ない。そして，この点は，自然人と法人とで必ずしも一律に異なるものではない。よって，上記の点は，自然人を一律に排除すべき理由とはならない。（東弁，日弁連）

- ・ 自然人には，法人のような資本金などの受託者要件を定めるのが難しいとされますが，まずは弁護士，司法書士など登録制度がある有資格者を取り込み，さらに信託財産を守れるような方策はないか，公益信託の枠組みやそれぞれの資格者制度の中において検討して行けば良いと思います。（弁護士）

- ・ 公益信託の受託につき、一定の自然人（弁護士等、財産管理の実績のある専門家）が受託者となることは認めるべきだと考えます。（弁護士）
- ・ 補足説明17頁から18頁における乙案に対する批判に対しては、いずれも、弁護士、司法書士、税理士その他の適切な専門職を制度に取り込むことによって、いずれも容易に解消可能である。ただし、公益信託法において、自然人が受託者となりうると定めたとしても、弁護士など専門家が信託業法の規制を受け、受託できないとなれば、現実には、公益信託の利用の幅を現状よりも広げることにはならない。よって、信託業法との抵触のおそれがないような形で、整理されるべきである。（個人）
- ・ 信託は、原則だれでも受託者になれる仕組みであり、法人に限るべきという根拠として説明されているものは、どれ一つ理由として説得力がない。よって乙案が妥当である。（個人）
- ・ 少なくとも弁護士については公益信託の受託者の資格を認めるべきである。（弁護士、個人）

【その他の意見】 最高裁，東京都

- ・ 自然人単独の受託を認めると、不慮の死亡等によって受託者の事務の継続性が確保されない場合、信託関係人に不利益が生じるおそれがあるとの実務上の問題点の指摘があった。（最高裁）
- ・ 公益法人制度においては、公益法人認定法5条2号「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」の審査基準について、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」により詳細が示されている。第4の1(1)を認可基準とする（第9（前注））のであれば、審査に当たっての具体的かつ客観的な基準を定めるべきと考える。（東京都）

2 （注1）について

【賛成】 公法協

- ・ 税制の優遇を得られる公益信託とするために、運営委員会を、受託者と信託管理人（必要によっては委託者）によるガバナンス体制に加えて必置機関とすることを検討されたい。（公法協）

【反対】 東弁，日弁連，弁護士8名，個人3名

- ・ 現在の公益信託契約のひな型に運営委員会の規定が設けられ、受託者が運営委員会から意見聴取する仕組みがとられている理由は、現行の公益信託においては受託者が事実上信託銀行に限られていることから、信託銀行において判断し難い事情について運営委員会の意見を聴取する必要があったからである。他方で、新たな公益信託においては、受託者は当該公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者が選任されるのであるから、全ての公益信託にあえて運営委員会を必置にする必

要性を欠く。例えば、子ども食堂や美術館の運営に精通する者が受託者となったのに、あえて運営委員会を設置したのでは、屋上屋を架すものであり、妥当でない。それゆえ、運営委員会から意見聴取するか否かは、受託者が受託者責任に基づき判断すべき事柄である。当該受託者が運営委員会の意見聴取を必要であると考えた場合は、任意の機関として運営委員会を設置して意見聴取を行えば足り、(注1)を一律に法定する必要はない。(東弁、日弁連)

- ・ (注1)について、公益法人と比較した場合に、公益信託は、法人を設立することが不要であって、軽量軽装備であることに特色があるといえる。その趣旨からしても、受託者が信託財産の処分について特に運営委員会等の意見を聴くことを法律上義務付ける規定を設ける必要はなく、公益信託を成立させるにあたって、そのような制度を作るかは、基本的に信託ごとに信託行為でいかなる定めをするかに委ねるべきである。(弁護士)
- ・ 公益信託には信託管理人を必ず置くことにすれば十分である。(弁護士)

【その他の意見】連合

- ・ 運営委員会を任意に設置する際の一助とする観点から、運営委員会の設置や役割・機能などについてのガイドラインを定めることが望ましい。(連合)

3 (注2)について

【賛成】公法協

- ・ なお、自然人が受託者の場合、共同受託者として法人受託者のみならず、他の自然人受託者との共同受託を認めるものとすべきである。(公法協)

【反対】東弁、日弁連、弁護士2名、個人3名

- ・ 自然人が単独で受託することを禁止することになる(注2)は妥当ではない。自然人が受託者となった場合に、自然人死亡など永続性の観点から疑念があるのかもしれないが、そもそも、法人を設立しない軽量・軽装備と言われている公益信託では、比較的短期間の公益信託も許容されるし、法人と共同受託という形にしなくても二次的に受託者となる者を予め信託行為に指定することなどで対処も可能であり、共同受託を義務付けるのは過剰な規制と言うべきである。自然人を受託者とするに合理性が認められる以上、あえて法人との共同受託を強制する必要はない。したがって、(注2)を法定する必要はない。(東弁、日弁連、弁護士、個人)

4 信託業法との関係について

【その他の意見】大阪弁、札幌弁、日弁連、弁護士8名、個人3名

- ・ 甲案及び乙案のいずれも、信託業法との関係をどのように考えるのかとの点が不明確であり、信託業法との抵触のおそれがないような形で整理すべきである。信託業法による受託者の規制について手つかずとなれば事実上、受託者が限定されてし

まうので、規制を緩和する方向で検討すべきである。(大阪弁、弁護士、個人)

- ・ 自然人が受託者となる場合に、信託業法に抵触しないことが明確になるようにすべきである。公益信託は営利を目的とするものではなく、受託者が報酬を得ることの一事をもって、信託業法の適用があるものというべきではない。(札幌弁)
- ・ 本改正では、公益信託によって民間の公益活動の健全な発展を促進することを大きな目的としており、その目的のために、公益信託が担える信託事務の範囲を拡大しようとしている。そして、公益信託事務の範囲を拡大し、ニーズを発掘するには、多様な主体が受託者として活動できるようにする必要がある。ところが、公益信託の受託（報酬を得て行う反復継続した受託）が、「信託の引受けを行う営業」（信託業法第2条第1項）として信託業法の適用対象と解されるとするならば、一定の要件を満たす株式会社でないと信託業法上の免許を受けることができないことから(同法第5条第2項)、自然人、公益法人、一般法人及び一定の要件を満たす株式会社以外の株式会社等による公益信託の受託は、信託業法上禁止されると解されかねない(同法第3条)。これでは、新たな公益信託法において、一定の要件を満たす株式会社以外の法人及び自然人の受託者を許容する実質的意味を失うことになる。また、本改正提案においては、公益信託のガバナンスのために、信託管理人を必置とした上で、行政庁も受託者を監督することが提案されているから、信託業法の適用がなくても、公益信託に対し十分な監督がなされると考えられる。かかる行政庁の監督に加えて、信託業法上の監督を受けるとした場合は、二重の監督下に置かれ、両者に対応した体制を整備することが必要となり、公益信託を利用しやすい制度とする旨の改正の方向性に逆行することになる。

以上に鑑みれば、公益信託の受託者の担い手の範囲の拡大を実効性あるものとし、もって、民間の資金を積極的に公益信託によって活用するには、少なくとも、現在の信託業法と抵触せずに、受託者として適正な報酬を得て、反復継続して業務できる制度とする必要がある。そのためには、公益信託法の改正に際して、信託業法ないしその施行令の改正か、別途の法律制定（公益信託法に規定することも含む。）等の法的手当をすべきである。

信託業法第2条は「営業」と規定しているのに対し、商法第4条は「業」として、商法上、弁護士や医師などについては営利目的が認められず、営業性が認められないと解するのが通説であり、例えば、公益信託の受託者を弁護士等の専門職に拡大する場合においても、信託業法に抵触しないことが明確になるように規律すべきである。(東弁、日弁連)

(2) 受託者が自然人である場合 ((1)で乙案を採用する場合)

- ア 信託法第7条に掲げる者に該当しないこと
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと
- ウ 信託法その他の法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと
- オ 公益信託の成立の認可を取り消されたことに責任を負う公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しない者に該当しないこと

【賛成】 大阪弁、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ 受託者は信託事務の適正な処理をしなければならない。(2)アないしオに該当する者は、信託事務の適正な処理が期待できない蓋然性が高く、欠格事由として適当である。(東弁、日弁連)

【反対】 なし

【その他の意見】 公法協、東京都、連合、個人

- ・ 自然人受託者については、他の法人受託者若しくは他の自然人受託者及びその他の信託関係人とは、利害関係がない者であることを担保する要件が必要である(例えば共同受託者が法人受託者であれば、自然人受託者自身及びその他の信託関係人並びにその親族、使用人等が、その法人の役員や出資者ではないことを要する)。また、受託者の要件について、受託者たる法人又は自然人は、(2)又は(3)のAないしオの要件の他に、公序良俗に反する事業(公益認定法第5条第5号)を営んでいないことを、公益法人制度の場合と同様に認定要件とすべきである。(公法協)
- ・ 行政庁がアからオまでの認可基準への適合性を審査する際、本人の申告のみをもって行うことは適当とはいえ、本人が取得した客観的な証明書等の添付などにより適切に審査できる手続を整備することが望ましい。(東京都)
- ・ 公益信託の社会的信用を維持するため、過剰な規制とならないように配慮しながらも、「公序良俗に違反する事業を行っていること」を不適格事由とするなど、公益法人認定法第5条第5項における「公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること」の趣旨に沿った規定を検討すべきである。(連合)

(3) 受託者が法人である場合

業務を執行する社員，理事若しくは取締役，執行役，会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに，上記(2)アないしオのいずれかに該当する者がいないこと

【賛成】大阪弁，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連，個人

- ・ 受託者は信託事務の適正な処理をしなければならない。(2)アないしオに該当する者及び(3)に該当する法人は，信託事務の適正な処理が期待できない蓋然性が高く，欠格事由として適当である。(東弁，日弁連)

【反対】なし

2 公益信託の受託者の権限，義務及び責任

(1) 公益信託の受託者の権限，義務及び責任は，受益者の定めのある信託の受託者の権限，義務及び責任と同様であるものとする。

(2) 受託者の善管注意義務は，軽減することはできないものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連，個人

- ・ 受益者の定めの有無によって，受託者の権限，義務及び責任を変更する必要性は基本的にはないが，公益信託においては，受益者の監督が想定されず，委託者の関与も弱いことから，受託者の善管注意義務の軽減は認めるべきではない。(札幌弁)
- ・ 公益信託は，目的信託と異なって，行政庁の関与や信託管理人の必置が予定されており，ガバナンスは通常の目的信託よりも強化されている。そうであるなら，目的信託の受託者と同様の権限，義務及び責任を負わせる必要までではなく，受益者の定めのある信託の受託者と同様の権限，義務及び責任であってよい。また，公益信託の利益享受主体である「一般社会」は何も意思表示をすることができないのだから，軽減を認める余地が乏しい。受益者の定めのある信託では信託行為によって受託者の善管注意義務を軽減できるところ（信託法第29条第2項），公益信託においては，受託者は公益のために拠出された信託財産の管理処分を行う立場にあることに鑑みて，これを軽減できないことを明文化することも適当である。(東弁，日弁連)

【反対】なし

第5 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

(注) 美術館や学生寮の運営等を公益信託事務としている公益信託においては、会社法がその規模等に応じて監査役、会計参与、会計監査人等を置かなければならない会社を定めていることを参考にして、公益信託事務の規模等に応じて、公益信託の信託行為に、事務処理及び会計の監査権限を有する者を指定する旨の定めも設けなければならないとする考え方がある。

1 本文の提案について

【賛成】 大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連

- ・ 現行の公益信託法では、公益信託に信託管理人の選任は義務付けられていない。一方で、許可審査基準では信託管理人を置かなければならないと定められ、また税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託でも信託管理人を置くことが税制優遇を受ける要件とされている。そのため、公益信託において、信託管理人を必置とすることは、実質的には、現行の公益信託の運用を変更するものではない。公益信託では受益者が存在しないため、受益者による監督が期待できないことに加えて、主務官庁制による許可・監督制度を廃止し、信託関係人において自律的な監督・ガバナンスによって公益信託の運営の適正性を確保しようとする新しい公益信託において信託管理人に期待される役割はより高いといえる。このような理由から、新たな公益信託においては法律上信託管理人を必置とし、信託管理人を受託者監督の中心に据える制度設計とすべきである。(大阪弁，札幌弁，日弁連)
- ・ 賛成するが、第4の1(1)において乙案が採用される場合には、信託管理人の体制について第4で述べたような公益財団法人等と同様の体制を定める必要があると考える。(信託協会)
- ・ 公益信託の場合には、遺言信託の場合と異なり、委託者は存在するが、その公益性を確保するため、委託者に受益者が有する監督権限を付与することは必ずしも適当ではない。また、行政庁の監督も常時なされることが予定されているわけではない。委託者が存在しない場合に準じてガバナンスを整えるべきである。したがって、信託管理人の必置に賛成する。(東弁)

【反対】 なし

2 (注) について

【賛成】 公法協，信託協会（第4の1(1)で【乙案】が採用される場合），個人

- ・ (注) について，会社法の会計監査人は資本金5億円以上又は負債の合計額が200億円以上の大会社に設置することとされている。その一方で，受益証券発行限定責任信託の場合は負債200億円以上であり，公益法人の場合は，収益1000億円以上，費用と損失の合計1000億円以上，又は負債50億円以上である。そのため，会社法の資本金に相当する要件を導入することには，より慎重であるべきと考える。すくなくとも，現在行われている助成型の類型には資本金に相当する要件は不要と考える。もっとも，仮に第4の1(1)において乙案が採用される場合には，会計監査人を置くか，財産規模が少額の場合でも会計に関する能力を有する者が信託管理人に存在することが必要と考える。(信託協会)
- ・ 公認会計士のような専門の者が，事務処理や会計について，公正（公益性において最重要と言うべきものである）を守るための監査役として関わることは適切である。(個人)

【反対】 大阪弁，札幌弁，東弁，日弁連

- ・ (注) は，公益信託が，公益法人等とは異なり軽量・軽装備な制度設計が求められていることと相容れない。(大阪弁，札幌弁，日弁連)
- ・ (注) について，確かに，公益信託事務の規模が大きくなれば，受託者による不祥事が発生した場合の損害は大きくなるから，受託者に対する監督機能は強化されたほうがよいとの一般的な傾向は考えられる。しかし，私益信託ですら，信託勘定については株式会社の会計に準じた会計を行っていないことや，公益法人と異なって公益信託では自由に収益事業を行うことが予定されていないことから，事務処理及び会計の監査権限を有する者を指定する旨の定めも設けなければならないとする必要性は高くない。また，公益信託制度は，財団法人制度を補完することが期待されており，仮に，事務処理及び会計の監査権限を有する者を指定する必要がある程度の規模になるのなら，財産拠出者は，公益信託ではなく，むしろ各種制度が充実している財団法人を選択する。したがって，公益信託の規模に応じて監査権限を有する者を指定することを法定する必要性は，この点からも乏しい。(東弁)

2 公益信託の信託管理人の資格

公益信託の信託管理人は、次の資格を満たさなければならないものとする。

- (1)ア 受託者又はその親族，使用人その他受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと
- イ 委託者又はその親族，使用人その他委託者と特別の関係を有する者に該当しないこと
- (2) 信託法第124条に掲げる者に該当しないこと
- (3) 信託管理人が自然人である場合
前記第4の1(2)に掲げる者に該当しないこと
- (4) 信託管理人が法人である場合
業務を執行する社員，理事若しくは取締役，執行役，会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに，前記第4の1(2)に掲げる者に該当する者がいないこと

(注) 上記(1)から(4)までに加え，当該公益信託の目的に照らしてふさわしい学識，経験及び信用を有する者（公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者）であることを必要とする考え方がある。

1 本文の提案について

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，東弁，日弁連，個人

- ・ 公益信託において信託管理人を受託者監督の中心に据える制度設計をとり，信託管理人を必置とすることに鑑みると，かかる資格要件が妥当である。（大阪弁）
- ・ 信託管理人は将来受益者となる者を保護するためのものであり，委託者・受託者等と一定の緊張関係を保つとともに，同人らを監督しなければならない。(1)ないし(4)に掲げられた欠格事由は，類型的に緊張関係を各場合や，監督能力に疑問がある場合に該当する。したがって，(1)ないし(4)を欠格事由にすることに賛成する。（東弁）
- ・ 受託者と同じく，公正性・公益性に資する定めがあるのが望ましい。（個人）

【反対】なし

【その他の意見】信託協会

- ・ 信託管理人の資格としては，本文の提案の他に，(注)の「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者であること」が必要であると考えられる。
(1)イについて，委託者等が信託管理人に就任し，又は信託管理人と同等の権利義務を与えることは委託者の影響力の拡大による公益性に対する疑義を招きかねない。（信託協会）

2 (注) について

【賛成】 信託協会, 日弁連

- ・ 仮に第4の1(1)において乙案が採用される場合には、会計監査人を置くのでなければ、会計に関する能力を有する者が信託管理人に存在することが必要である。「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者」以外の者が、信託管理人に就任しても、権限を適切に行使することは期待できないのであるから、「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者」を資格要件とすることは必須である。弁護士、税理士、公認会計士のような有資格者や法人等での実務経験がある者が信託管理人に就任すべきである。(信託協会)
- ・ (注) については、公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者との表現がなじむ。公益信託において信託管理人を受託者監督者の中心に据える制度設計をとることに鑑みると、かかる資格要件が妥当であり、(1)から(4)までの消極要件だけでなく、ガバナンスを実効あらしめるため、(注) のような積極要件も定めるべきである。ただし、「学識、経験及び信用」との要件では、これら要素毎の事情について審査され極端に担い手を狭め、公益信託の利用を阻害するおそれがあることから、個別の考慮要素を列挙するよりもおよそ公益信託事務一般についての監督を適正になし得るかを要件とすべきである。(日弁連)

【反対】 大阪弁, 公法協, 札幌弁, 東弁

- ・ 新たな公益信託制度においては、現行制度の主務官庁ではなく特定の行政庁が要件充足を判断することになるが、学識・経験・信用の判断は困難であると考えられる。また、信託管理人に学識・経験・信用を求めることは、信託管理人の人選が困難となるおそれがある。(大阪弁, 札幌弁)
- ・ (注) に掲げられた要件は、欠格事由ではなく、積極的かつ定性的な資格であるから、欠格事由と並列に並べて議論すべき要件ではないし、その有無を行政庁が判断することは困難である。また、信託管理人は、受益者の権利に関する一切の裁判上・裁判外の行為をする権限を有する者である(信託法第125条第1項)。受託者の権利に関する裁判上・裁判外の行為をする権限を行使するという任務は、公益信託事務そのものではないのだから、公益信託の目的に照らしてふさわしい学識、経験及び信用を有している必要があるか疑問である。したがって、(注) を、信託管理人の要件に加えるべきではない。(公法協, 東弁)

【その他の意見】 東京都

- ・ (注) を認可要件として定めるのであれば、審査に当たっての具体的かつ客観的な基準を定めるべきである。(東京都)

3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

- (1) 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同様であるものとする。
- (2) 信託管理人の権限は、信託行為の定めによって制限することは原則としてできないものとし、信託管理人の義務及び責任は、信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

1 本文(1)の提案について

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連、個人

- ・ 受益者の定めの有無によって、信託管理人の権限、義務及び責任を変更する必要性は基本的にはないが、公益信託においては、受益者の監督が想定されず、委託者の関与も弱いことから、信託管理人による監督権限の制限には慎重であるべきである。(札幌弁)
- ・ 受益者の定めのない信託(目的信託)でも、信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人と同様のものとされている。公益信託は受益者の定めのない信託の一種であるとする多数の意見に鑑みれば、信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのない信託(目的信託)一般、及び、受益者の定めのある信託と同様の権限でよいものと考えられる。(東弁)
- ・ 公益信託において、信託管理人を受託者監督者の中心に据える制度設計を採ることに鑑みると、その権限、義務及び責任については、受益者の存在を前提としているもの等その性質上認める余地のないものを除き、可能な限り広く認めるべきである。(日弁連)

【反対】なし

2 本文(2)の提案について

【賛成】大阪弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ 別表1について、「信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか」の項目で△とされているものについて、以下のとおり考える。

信託法第31条第3項の通知については、受託者の利益相反行為の制限の趣旨からは必須であると考えられる。信託行為で定めることができるのは通知方法や通知の時期などに止めるべきである。信託法第32条第3項の通知については、公益目的行為が受託者固有の行為と競合する場合を信託行為に定めることはあり得、通知の省略が認められる場合があり得るのではないかと考える。個別の認可の際の信託行為の記載事項とすべきである。信託法第37条第3項の報告は、信託管理人が職務を遂行する上で必須であり、決算報告の事前確認が行われた場合に、簡易な形式とすることが認められる程度とすべきである。信託法第48条第3項の通知は、必須で

あるが、同条第2項の別段の定めとの関係がわかりにくいため、解釈について周知すべきと考える。受託者の任務終了、信託の変更、併合、分割の通知は必須であり、信託行為で定めることができるのは通知方法や通知の時期などに止めるべきである。

「信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか」の項目で×とされているものについて、信託法第19条、第31条、第32条、第57条、第58条、第62条、第149条、第151条、第155条、第159条及び第164条は任意規定であり、信託管理人の権限が制限されたり、信託管理人が関与しない一定の場合を定めたりすることはあり得べきと考える。(信託協会)

- ・ 公益信託における信託管理人は、信託行為の当事者である委託者及び受託者から将来の受益者を保護する者である。したがって、信託行為の定めにより信託管理人の権限や義務及び責任を規定することは、原則として禁止すべきである。ただし、公益信託の認定・監督を行う行政庁が関与する場面（受託者の辞任、解任等の同意権や、信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権等）においては、信託管理人の権限を制限することも例外的に認める余地がないとは言えない。(東弁)
- ・ 信託管理人の義務及び責任の点については賛成するが、信託管理人の権限の制限は「原則として」ではなく「全て」制限することができないとすべきである。新たな公益信託の制度設計からは、公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任の制限は認めるべきではなく、このため権限の制限につき「原則として」との留保を設けるべきではない。(日弁連)

【反対】公法協

- ・ 公益信託のガバナンスの要を担う信託管理人の権限に関しては信託行為の定めによる制限を全て認めるべきではない。(公法協)

第6 公益信託の委託者

1 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で、信託行為により制限できるものとする。

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、東弁、日弁連

- ・ 公益信託の委託者の権限として、現行公益信託法では、その第7条から委託者は受託者の辞任の同意権を有しないと解されているものの、その他は受益者の定めのある信託の委託者に認められた信託法上の権限と同様の権限を有すると解されている。他方、目的信託の委託者には、受益者がいないため受益者による監督がなされないことからデフォルトルールとして受益者の定めのある信託の委託者には与えられていない権限が付与されている(信託法第260条)。この点、公益信託では目

的信託とは異なり、信託管理人が必置とされ、方向性として信託管理人による監督をもって受託者監督の中心ととらえる制度が想定されているのであって、受益者の定めのある信託における委託者にはない権限を与える必要性もない。さらに、委託者が、信託行為によって自ら委託者の権限をより制限すると定めることについてこれを禁止する必要もない。かかる観点から、デフォルトルールとして受益者の定めのある信託の委託者と同様とした上で、さらに委託者の権限を制限する任意規定を許容することを明記する本文の提案は適当である。（大阪弁）

- ・ 賛成するが、公益信託の委託者の権限には、信託行為による別段の定めをしなくても有する権限があり、それらを委託者としての権限と利害関係人としての権限に分けて考える考え方に従えば、少なくとも前者については可能な限り（公益法人における寄附者同様）ミニマナイズする、後者については運営委員会等が存在しない場合もあることを考慮すると、受託者が不適切な行為をする場合の対応策として一定の権限を与えることはやむを得ないと考えるが、個別の権限については、今後更に慎重に検討すべきである。（公法協）
- ・ 公益信託の公益性を確保するためには、委託者に受益者が有する監督権限をそのまま付与することが適当ではない場合がありうる。一方で、財産の拠出者である委託者は信託財産の使い道に興味があるのが通常であるから、委託者の関与を全く認めないと、公益信託に財産を拠出するインセンティブが過度にそがれてしまうおそれがある。したがって、受益者の定めのある信託と同様の権限を与えるとともに、信託行為によりその権限を制限するという本文の提案に賛成する。（東弁）
- ・ 委託者は公益のために財産を拠出した以上、委託者の公益信託への関与を過剰に認めるのは適当ではなく、委託者の権限を制限することが適当である。その観点から、本文の提案は、デフォルトルールとして受益者の定めのある信託の委託者と同様とした上で、更に委託者の権限を制限する任意規定を許容すること（翻っていえば権限を増加させる任意規定を認めないこと。）を明記しており、適当である。（日弁連）

【反対】信託協会

- ・ 公益信託の委託者の権限は、原則はなしとし、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様の権限を信託行為に別途定めることを認めるのがよい。公益信託の委託者に対し、受益者の定めのある信託の委託者が有する範囲を超えて与えることについては慎重に行うべきである。

公益性を確保する観点や税制優遇を受けることを視野に入れる観点からは、委託者の関与によって公益信託の運営が左右される状況はできるだけ回避することが望ましい。委託者の不存在や委託者が意思能力を有さないことは、公益信託では普通にあり得る。公益信託のガバナンスは、委託者が受託者および信託管理人に対する監督的な役割を担わない場合でも機能する仕組みでなければならない。そのため、

公益信託法のデフォルト規定としては委託者が何ら権限を有さないことを前提にしてガバナンスに関する規定を定めた上で、委託者にどのような権限であれば与えてもよいかを検討すべきである。そのようにして法律の構造を理解しやすくすることは公益信託の普及にも役立つ。委託者が公益信託の事務処理に影響力を持つことは公益性に疑義をもたらすことから認められるべきではない。私益信託では委託者が信託事務処理方法について指図をする類型も存在するなど自由な制度設計が可能であるが、公益信託に自由な制度設計を認めることは公益性に強い疑義をもたらすことになる。さらには今後検討される税制上の措置の可否にも影響を与えかねない。委託者の権限は、デフォルト規定の定め方にかかわらず、受益者の定めのある信託の委託者の権限の範囲内とし、そこからの拡大は制限すべきである。これは、第5の2(1)イの提案で、委託者又は委託者の関係者が信託管理人となるべきでない（つまり受益者と同じ権利を持つべきではない）とされていることとも整合する。（信託協会）

2 公益信託の委託者の相続人

公益信託の委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする（注）。

（注）信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする考え方がある。

1 本文の提案について

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連

- ・ 現行公益信託法には公益信託の委託者の地位の相続に関する定めはなく、目的信託の委託者の相続は、信託法第261条により読み替えられた第146条及び第147条に従うこととなる。これらによれば、目的信託の委託者の地位は原則として相続人に相続されるが、例外的に遺言信託の方法で目的信託を設定した場合にはその地位は相続されず、また、遺言であれ信託契約であれ、信託行為において委託者の地位の相続について別段の定めをすることができる。しかし、公益のために財産を拠出した委託者の目的と、その相続人とは利益相反的な面があるにもかかわらず、その地位が相続によって同一に帰属することを認めることは適当ではなく、公益信託においては委託者の地位の相続を否定するのが妥当である。（大阪弁）
- ・ 委託者の相続人が委託者の考える信託の本旨に従った行動を取るとは必ずしもいえない。また、公益信託には存続期間の定めがないことや長期間の存続を前提とすることが想定されるところ、相続人が多数になることによって委託者の相続人による監督が機能しない状況や権利関係が複雑になることが考えられる。そのため、デフォルトでは委託者の地位は相続しないことが妥当と考えられる。（信託協会）

- ・ 公益のために財産を抛出した委託者の目的と、その相続人とは利益相反的な面があることから、原則としては、委託者の地位の相続を否定するのが妥当である。(東弁, 日弁連)

【反対】 なし

2 (注) について

【賛成】 東弁, 日弁連

- ・ 第6の1において原則として委託者自身が通常の信託におけると同様の権限を有することとされたことや、公益信託利用促進の観点（信託行為に定めた場合にまで委託者の地位の相続を禁止しなければならない理由はなく、例外を認めないと、委託者が公益信託に財産を抛出することを過度にためらわせるおそれがある。）から、委託者の地位を一身専属的にするほどの制限の必要性には疑問があり、信託行為に別段の定めを設けることで委託者の地位を相続させる余地を残すことも許容すべきである。(東弁, 日弁連)

【反対】 大阪弁, 公法協

- ・ (注) に従えば、信託行為において別段の定めをすれば公益信託の委託者の地位も相続人に相続できることになるが、委託者とその相続人との利益相反的な関係性もある中で、特に委託者の地位を相続によって存続させる必要性は認められず、信託行為に別段の定めを設けることによって、委託者の地位を相続させる余地を残すことは適当ではない。(大阪弁)
- ・ (注) については、委託者の相続発生後の法律関係が複雑になることから反対である。(公法協)

【その他の意見】 最高裁, 信託協会

- ・ (注) の考え方を採用すると、相続開始後の紛争から信託財産を切り離すことができず、公益信託に関する権利関係が複雑化するおそれがあるとの実務上の問題点の指摘があった。(最高裁)
- ・ 委託者の地位は第三者に移転可能である(信託法第146条, 第261条)から、相続により委託者の地位を相続人が承継しないことを強行規定としても、信託法第146条により信託行為に定める方法に従い特定の相続人に委託者の地位を移転することは可能である(「委託者の死亡を停止条件としてA(という相続人)に委託者の地位を移転する」などの定めを置く場合)。そのため、(注) の考え方を採用する必要はない。(信託協会)

第7 行政庁

1 公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁

現行公益信託法第2条第1項及び第3条の規律を廃止し、公益信託の成立の認可・監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする。

【賛成】大阪弁，経団連，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連

- ・ 公益信託の成立の認可や監督を行う主体及びその判断方法については、公益性に関する専門的知見をもって行政庁の知見を補完すると共に、行政庁の意向に左右されず適切に裁量を行使させるとの観点から、現行公益法人制度にならって、本文の提案のように民間の有識者による委員会の意見に基づき行政庁が認可するのが相当である。（大阪弁）
- ・ 主務官庁制を廃止し、統一的な行政機関が公益信託を認可・監督する仕組みを採用することについては、ノウハウの蓄積による迅速な審査や統一的な判断が期待されることから、評価する。もっとも、具体的な行政機関をどのようなものとするかや、認可・監督に関する運用のあり方については、各行政分野の専門的知見を活かした柔軟かつきめ細やかな対応が失われ、一律・形式的で融通の利かないものとなる懸念もある。適切な運用が行われるよう、人材等のリソース確保の現実性も含め、十分な検討を行うべきである。（経団連）
- ・ 主務官庁の許可基準は必ずしも常に適切であるとは限らず、例えば、我が国の公益信託に社会福祉や救貧の目的とするものが見られないのは、厚生省の許可基準が障壁となっているとの指摘がある。公益信託の目的によって主務官庁ごとに許可基準が異なるという批判を受ける制度は適切とは言えないから、主務官庁制度は廃止し、判断権は、特定の行政庁に帰属させるべきである。そして、公益信託は、人権擁護活動支援事業からDV被害者支援事業、高齢者や障がい者の支援事業から街づくり支援事業まで様々な分野を対象にすることが期待されるのであるから、特定の視点だけに偏らない、組織横断的な判断ができる行政官庁が所轄庁となるべきである。その上で、公益信託は、民間による公益活動の健全な発展を促進することを目的とするのだから、公益信託の認定においても、民間の有識者の意見に基づいた判断がなされた方がよい。仮に、行政庁において、公益法人認定法第32条以下に基づく公益認定等委員会との兼任を認めたり、同法第50条及び条例に基づく公益認定等審議会の組織・任命と整合的な運用を意図するのであれば、行政庁の負担増も抑えることができる。（東弁，日弁連）

【反対】なし

2 行政庁の区分

現行公益信託法第10条及び第11条の規律を改め、公益信託事務が行われる範囲が1の都道府県の区域内に限られる公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁は都道府県知事とし、公益信託事務が行われる範囲が2以上の都道府県の区域内である公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁は国の行政庁とするものとする。

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東京都、東弁、日弁連

- ・ 受託者への立入検査を含む公益信託の認可・監督を実効的に行う観点からすると、公益信託事務が行われる範囲が1の都道府県の区域内に限られる公益信託の認可・監督を行う行政庁は当該都道府県の知事とし、その範囲が2以上の都道府県にまたがる公益信託の認可・監督を行う行政庁は国の行政庁とすることに合理性がある。
(大阪弁、東京都、東弁、日弁連)

【反対】なし

第8 公益信託の成立の認可の申請

1 公益信託の成立の認可の申請主体

公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁による公益信託の成立の認可の申請をすることができるものとする。

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ 賛成するが、委託者による申請を許容してよいのではないか。(札幌弁)
- ・ 公益信託の成立の認可の申請を行う者としては、受託者になろうとする者が想定される。それ以外の者に認可の申請を行う権限を認める必要性は認められない。(大阪弁、東弁、日弁連)

【反対】なし

2 公益信託の成立の認可の申請手続

公益信託の成立の認可の申請は、必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出してしなければならないものとする。

【賛成】大阪弁、公法協、信託協会、東弁、日弁連

- ・ 申請にあたって必要事項についての的確に判断するために、申請書等を提出させることが必要である。(大阪弁、東弁、日弁連)

- ・ 賛成するが、補足説明において「申請書以外に必要となる具体的な書類」として記載されているアからケまでのうち「ケ」（前各号に掲げるもののほか、行政庁が特に必要と認める書類）は削除すべきである。「ケ」は公益認定法規則第7条第3号でも規定されているが、申請者にとって予見できない書類の提出を求められることがあり、公益法人認定の場でも申請者に過度の事務負担を生じさせることがある。この種の行政庁宛て申請書類・添付書類については、法令で明記するのが行政手続の現在の傾向であり、特定非営利活動法人の認証及び認定申請や、社会福祉法人の設立申請においても、「ケ」のような規定はない。少なくとも、「行政庁の規則（府令、条例等）が定める書類」とすべきである。（公法協）

【反対】なし

第9 公益信託の成立の認可基準

（前注）本項1から4までの成立の認可基準の他に、次に掲げるものを認可基準とするものとする。

- ・ 公益信託の受託者の資格（前記第4の1）
- ・ 公益信託の信託管理人の資格（前記第5の2）
- ・ 公益信託終了時の残余財産の帰属権利者を信託行為で定めていること（後記第17の1）

行政庁は、公益信託の成立の認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該信託について公益信託の成立の認可をするものとする。

1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を行うことのみを目的とするものであること

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ 公益信託事務を行うことを目的とすることは、公益法人とは異なり、定められた公益信託事務以外の事務を行うことを想定されない公益信託においては自然である。（大阪弁、東弁、日弁連）

【反対】なし

2 公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準

公益信託の受託者が行う信託事務が、当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること

なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連，個人

- ・ 本文の提案では、受託者が行う信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要とされる限りで許容されることになるが、これは言い換えれば、公益信託の目的達成のために不必要な事務は除くという形での規制ということになる。補足説明でも、この提案について、①当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務、②当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務、③当該公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務が想定されるとし、許容される信託事務を①②に限定し、③を排除する趣旨と説明されている。このように公的信託の目的達成のために必要性を欠くものを除くという意味で、本文の規定を設けるものであれば、公益信託として認められる事務を広くとらえることが可能であり、目的のために柔軟に公益信託においてなし得る事務の範囲が定まるべきとの観点から、本文の提案にあるように必要性を欠く行為だけを除くとの考え方に賛成である。ただし、それでも公益信託事務の範囲について硬直的にとらえるべきではないことを明示する必要性はあり、予測可能性を高めるとの見地から公益信託事務として許容されない例を説明中で例示するなどの形で明確にすべきである。（大阪弁，日弁連）
- ・ 本文の提案は、①当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務、②当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務、③当該公益信託の目的達成のために必要性を欠く信託事務に分類した上で、上記①及び②の信託事務に限定し、上記③の信託事務は許容しないことを明らかにしたものであり、合理性がある。本文の提案は、「公益信託の受託者が行う信託事務が収益を伴うものであっても、当該公益信託の目的の達成のために必要な範囲であれば許容されることを端的に明らかに」したものであり、収益事業を一切不可とするものではないから、妥当である。なお、収益を伴う信託事務の必要性については、個々の事情に応じて、柔軟に判断されるべきである。（東弁）
- ・ 公益信託の信託事務及び信託財産の拡大の方向性については全面的に賛成したい。ただ、公益信託を超高齢人口減少社会の日本において、どう有効に機能させるかという視点が弱いように思われる。公益信託こそ、これまでの日本が経験したことのない日本社会の変化に機動的に対応し得るスキームであると思う。官だけではできないことを一部民が行うという新しい公共という観点からの視点をもう少し強調し、公益信託がどういう場面により有効に使うことができるのか明確にして例示することもあるいは必要なのではないか。つまり、思い切って、公益の概念を現代にふさ

わしいものとして弾力的に考えることも必要ではなからうか。(個人)

【反対】なし

【その他の意見】公法協，東京都

- ・ 受託者が自己執行責任を有することを原則とすることを明文化すべきである。具体的には、信託法第28条第1号の規定と同様に、信託行為に信託事務を第三者に委託することができる旨の定めがあるときにのみ、信託事務を第三者に委託することを限定する。また、受託者が、公益信託事務を第三者に委託する場合には、信託法第35条第1項及び第2項の規定と同様に、委託先の選任・監督責任を有すること、及び委託先の選定対象の基準や規律の設定が必要である。そして同条第3項(信託行為に第三者が指名されている場合には、受託者の監督責任はない)や、同条第4項(信託行為の別段の定めにより、不適任・不誠実等である指名された第三者に対する受託者の監督義務等の免責を規定しうる)は、公益信託は私益信託と同様の意味では受益者が不存在であり、委託者の監督も限定的で相続されないことを考えると、公益信託には不適用とすべきである。さらに委託先については、受託事務を遂行する経験、財産的基礎と人的リソースを有していること、報酬の妥当性を担保するための算定方法が定められていること、委託先に対する受託者及び信託管理人の質問権、調査権、検査権が契約上保障されていること等が確保されるべきである(ただし、この項については、公益信託の認可のガイドライン等のレベルの規制であっても構わない。)(公法協)
- ・ 補足説明は、信託事務が収益を伴うことを許容する場合、当該公益信託の目的達成のために「間接的に必要な」信託事務は許容し、当該公益信託の目的達成のための「必要性を欠く」信託事務は許容しないとしている。「目的達成のための必要性」の判断のための具体的かつ客観的な基準が定められなければ、行政庁において認可の審査は行えず、また、申請者にとっても、当該基準が明らかでなければ、信託事務の内容を確定し、事業計画書等を作成することは困難である。一方、補足説明では、公益信託事務について公益法人認定法第2条第4号別表と同様の種類を想定しているとしており、信託事務の内容は多様なものとなると想定される。多様な信託事務についての「目的達成のための必要性」の判断に係る具体的かつ客観的な基準を定めることは極めて困難と考えられ、「目的達成のための必要性」の程度により、収益を伴う信託事務についての許容の判断を行うことは適切ではない。公益法人認定法第5条第1号が「公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること」であるのに対し、中間試案の第9の1において「公益信託事務を行うことのみを目的とするものであること」を認可基準として定めるのであれば、公益信託事務においては、収益を伴う信託事務は補足説明の「想定される信託事務の例」のうち「①当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務」のみとすることが適当である。(東京都)

3 公益信託の信託財産に関する基準

- (1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。
- (2) 公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること
- (3) 信託財産に、他の団体の意思決定に参与することができる株式等の財産が原則として含まれないことを必要とし、例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する（注）。

（注）公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に参与することができる株式等の財産が含まれるか否かを公益信託の成立の認可基準としないという考え方がある。

1 本文(1)及び(2)の提案について

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ 現行公益信託法においては、信託財産について限定はないが、公益信託の許可審査基準において、「授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること。」との定めがある。その他税法の規定などもあり、資金又は物品の給付などを行う助成型のものに限られると共に、信託財産も金銭に限るといった運用がなされている。しかし、公益の増進を図るとの見地から、特に、公益信託の範囲を助成型に限定する必要性はなく、美術館の運営や子ども食堂の運営といった事業型の公益信託も認められるべきである。かかる見地からは、公益信託を助成型に限定せず、美術館の運営などの事業型にも広げる必要があり、その観点からは、受託財産を金銭に限る必要がないことは当然であり、本文(1)に賛成する。

公益信託の実行可能性確保との観点から、現実に公益信託事務を遂行できるか否かについて一定の規制は必要である。そして、本文(2)の内容は、公益信託事務を遂行するに足りる財産が必要としつつ、その判定にあたっては、当初の財産だけではなく、信託設定後の財産の運用や追加の寄付などによる収入を含めて遂行見込を判断することとなっており、妥当である。（日弁連）

【反対】なし

2 本文(3)の提案及び(注)について

【賛成＝(注)に反対】公法協，信託協会

- ・ 本文(3)に賛成し、(注)については、公益法人認定法第5条第15号に規定されている公益法人制度とのバランスを欠くとともに、認可基準としない理由も明確ではなく、株式会社等を支配するために使われないよう防止策が別途必要となること等から反対する。(公法協)

【反対＝(注)に賛成】大阪弁，札幌弁，東弁，日弁連

- ・ 本文(3)に積極的に反対するものではないが、公益信託の受託者が行う信託事務を公益目的の信託事務に限定することを前提とすれば、営利法人等を実質的に支配する事態が生じる可能性は相対的に低いことから、軽量・軽装備という観点からすると、本文(3)を認定基準とするまでの必要性はない。(札幌弁)
- ・ 本文(3)については、議決権行使によってその他の団体を支配するような行動をとることが問題とされるべきで、保有そのものを禁止することまでは必要ない。保有の事実ではなく、行為を捉えて善管注意義務違反あるいは認可の取消し等を検討すべきである。(東弁)
- ・ 本文(3)のように公益信託が他の団体の意思決定を左右する財産に一定の制約を付すること自体については賛成である。しかし、本文の内容では、財産の保有が認められる株式などの範囲が不明確である等の問題点があり、規制の方法については引き続き検討すべきである。本文(3)のように信託財産について、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないことを必要とするといった規制は、現行公益信託法や許可審査基準には、特にない。一方、現行公益法人制度では、原則として、公益法人が他の団体の意思決定に関与することができる株式等(当該団体等の50%超)を保有していないことを公益認定要件として定めている(公益法人認定法第5条第15号・同法施行令第7条)。その趣旨は、公益法人が株式等の財産の補修を通じて他の営利法人等の事業を実質的に支配することを認めれば、営利法人の経営に対する実質的な影響力の行使を通じて、実態は営利法人としての活動が行われることにつながるところ、このような行為は、一定の条件の下で認められている収益事業が無制限に拡大することを許容し、公益認定の基準や遵守事項の潜脱につながるという点にある。確かに、公益のために存続する信託が、他の団体の意思決定を左右するような事態となれば、公益のための活動と意思決定という私的団体のための活動との境界が不明確になるなどといったことは考えられるし、公益法人と同趣旨から一定の制約は必要と考える。しかし、本文にあるような他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないとの規制では、過度に規制が広範囲に及ぶ可能性がある。また、公益法人と違って、公益信託では、公益の目的と関係のない信託事務はできないのであってその限りでは、収益事業が別途認められている公益法人と全く同一と言えない面も

ある。さらに、説明資料にあるように、何らかの保有制限を設けるとした場合に、公益法人の場合と異なり、その基準は受託者単位で適用するのか、公益信託単位で適用するのかといったところについても更なる検討が必要となる。そして、本文3の(3)に掲げられた規制の方法が適切か、原則と例外との規定ぶりが逆ではないかといった指摘もあり得るところであり、引き続き規制の在り方については検討すべきである。なお、仮に何らかの規制をすとしても、公益法人以上に公益信託について規制を強化すべきとの立法事実はないと思われるため、少なくとも公益法人に課する以上の規制は不要である。(大阪弁、日弁連)

4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

(1) 信託行為の定めの内容が、次に掲げる事項に適合することとする。

ア 委託者、受託者若しくは信託管理人又はこれらの関係者に対して特別の利益を供与するものでないこと

イ 特定の個人又は団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと

ウ 受託者及び信託管理人の報酬について、不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が定められていること

エ 公益信託の会計について

(ア) 公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること

(イ) 遊休財産額が一定の制限を超えないと見込まれるものであること

(ウ) 公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が一定の割合以下となると見込まれるものであること(注)

(注) エ(ウ)の基準は不要であるとする考え方がある。

(2) 公益信託事務が金銭の助成等に限定されている公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。

1 本文(1)アからウまでの提案について

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- 本文(1)ア及びイについて、公益信託の信頼性及び公益性確保の観点から、公益法人認定法第5条第3号及び第4号の同趣旨のものとして定めることに賛成する。また、本文(1)ウについて、公益性の確保の観点から受託者及び信託管理人の報酬額に一定の制限は必要であるものの、現行の許可審査基準「5. 信託報酬」において「公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は、信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること」と定められているために、信託報酬が極めて低額となっている実情があ

り、受託者の担い手を増やし公益信託を活性化するためにはこのように過度に制約することは望ましくなく、本文(1)ウは「不当に高額にならない」という制約にとどまることから適当と考えられる。(大阪弁)

- ・ 受託者には善管注意義務が課せられていることから、信託財産の適切な投資運用が確保されるといえる。(札幌弁)
- ・ 本文(1)ア及びイについて、公益信託は、学術・技芸・慈善・祭祀・宗教その他の公益を目的とするから、信託行為において公益信託の関係者に対する特別の利益供与及び特定の個人又は団体に対する寄付その他の特別の利益供与を禁止する必要がある。また、本文(1)ウについて、公益性の担保という観点から、私的自治を尊重しつつ、報酬の額を適正な水準にとどめるための規制を設けるという方向性に賛成する。「不当に高額」という文言は抽象的ではあるが、結局のところ、報酬の額の相当性は、当該事務の内容、当該信託の経理の状況等の諸事情を総合的に勘案して判断できるものであるから、考慮要素を全て列記することは難しい。実際、公益法人認定法第5条第13号でも同一の文言が用いられており、特段の問題は生じていない。(東弁)
- ・ 公益信託の信頼性及び公益性確保の観点からは、公益法人認定法第5条第3号及び第4号の同趣旨のものとして本文(1)ア及びイ記載の基準を定めることは必要であり、本文(1)ア及びイの基準について賛成である。

公益性の確保の観点から受託者及び信託管理人の報酬額について一定の制限は必要である。しかし、現行の許可審査基準「5. 信託報酬」において、「公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は、信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること」と定められており、そのため信託報酬が極めて低額となっており、受託者の担い手を確保するにあたって障害要因となっている。そこで今回の改正において、受託者の担い手を増やし、公益信託を活性化するためにはこのように過度に制約することは望ましくない。「不当に高額にならない」という限度での制約に止めるのが相当であり、本文(1)ウの基準について賛成である。(日弁連)

【反対】なし

2 本文(1)エの提案及び(注)について

【賛成】東京都

- ・ 「公益信託の信託財産は、可能な限り公益信託事務を実施するための費用として用いられるべき」であるところ、現行公益信託においては公益信託事務が金銭の助成に限定されているものであっても経常的経費の割合が公益信託事務の費用を上回る事例などが一部見受けられるから、本文4の(1)エ(ウ)の基準は必要である。(東京都)

【反対】大阪弁，札幌弁，日弁連

- ・ 本文(1)エについて，事業型の公益信託についても，(ア)収支相償，(イ)遊休財産制限規制及び(ウ)費用中に占める必要な経常的経費の額が一定の割合以下となると見込まれるとの基準は不要である。仮に，事業型の公益信託について収支相償，遊休財産制限等の規制を設けるとしても，公益法人において収支相償などについて硬直的であるという批判があることを踏まえて，単年度ではなくより長い期間で収支相償を考えるなど柔軟な対応が可能となるように制度を検討すべきである。

公益法人では，収益事業を一定の範囲で行うことも許容されていることと異なり，公益信託では，公益目的に必要な事務は行えず，軽量・軽装備での制度を予定していることからして，公益法人と同程度の厳格な会計による規制はそもそもなじまない。その上，奨学金給付などを内容とする助成型においては，収入の主なものは寄付であって，信託財産が大きく蓄財として溜まるという危険性が低いといえるため，会計による認可基準を設けないとの点は妥当である。一方，本文の提案では，美術館の運営などの事業型について，助成型と比べて，その事業をする過程で蓄財などされる危険性が高いとして規制が必要とするようである。しかし，そもそも公益法人においても，公益活動の継続という観点からある程度の内部留保が必要な場面にもかかわらず，現行の公益法人における収支相償や遊休財産保有制限の規制によって柔軟な公益活動が阻害されるという，既に強い批判がある。また，経常的経費を一定割合以下とする点についても，受託者の報酬について別途制約がある中で，あえてかかる基準を導入する必要性は乏しい。公益信託においては，信託管理人を必須とするなどガバナンスも整備されることとなっており，不当な財産の蓄積等には一定程度歯止めがかけられると考えられること，会計について公益信託の認定基準とした場合には，その基準を事後的に満たさない場合には認定取消しとの重大な結果を招くおそれがあり軽量・軽装備の公益信託にはなじまないことから，その導入は慎重であるべきである。もし仮に，公益信託において，収支相償，遊休財産額の規制を設ける場合には，現在批判されている，公益法人制度の収支相償，遊休財産額の規制をそのまま導入するのではなく，複数年度にわたる形での収支相償が認められるように設計するなどの検討が必要である。（大阪弁）

- ・ 本文(1)エは不要である。会計については，金銭の助成等に限定されている公益信託とそれ以外の公益信託を区別する必要はない。エを認可基準とすると，美術館の修繕費用や美術品の入替・新規購入費用の積立金等が遊休財産等と扱われる可能性が残る。（札幌弁）
- ・ 本文(1)エ(ア)から(ウ)までのいずれについても反対する。仮に，事業型の公益信託について会計上の規制を設けるとしても，公益法人において収支相償などについて硬直的であるとして批判があることを踏まえて，単年度ではなくより長い期間で考えるなど柔軟な対応が可能となるような制度を引き続き検討すべきである。

本文(1)エの基準は、公益法人の会計基準を参考にしつつ定められたものである。しかるに、公益法人では、収益事業を一定の範囲で行うことも許容されていることと異なり、公益信託では、公益目的に必要な事務は行えず、軽量・軽装備での制度を予定していることからして、公益法人と同程度の厳格な会計による規制はそもそも馴染まない。その上、奨学金給付などを内容とする助成型においては、収入の主なものは寄付であって、信託財産が大きく蓄財として貯まるという危険性が低いと言えるため、助成型において会計による基準を設けないとする点（本文4(2)）はその限りにおいて妥当である。

一方、本文の提案では、美術館の運営などの事業型について、助成型と比べて、その事業をする過程で蓄財などされる危険性が高いとして事業型については助成型と異なる会計による規制が必要とするようである。しかし、そもそも公益法人においても、公益活動の継続という観点からある程度の内部留保が必要な場面があるにもかかわらず、現行の公益法人における収支相償や遊休財産保有制限の規制によって柔軟な公益活動が阻害されるという、強い批判がある。公益信託においては、信託管理人を必須とするなどガバナンスも整備されることとなっており、不当な財産の蓄積等には一定程度歯止めがかけられると考えられること、会計について公益信託の認定基準とした場合には、その基準を事後的に満たない場合には認定取消しとの重大な結果を招くおそれがあり軽量・軽装備の公益信託には馴染まないことから、その導入は慎重であるべきであり、本文(1)エ(ア)及び(イ)の規制にはいずれも反対する。また、経常的経費を一定割合以下とする点についても、受託者の報酬について別途制約がある中で、あえてかかる基準を導入する必要性は乏しく、公益信託は軽量・軽装備の制度であるべきであるとの点からすれば過剰な規制であり、本文(1)エ(ウ)の規制の導入には反対する。もし、万が一、事業型について本文(1)エ(ア)及び(イ)に記載された収支相償、遊休財産額等の規制を設ける場合には、現在批判されている、公益法人制度の収支相償、遊休財産額の規制をそのまま導入するのではなく、複数年度にわたる形での収支相償が認められるように設計するなどその内容について軽量・軽装備の公益信託に合致した規制の在り方について、引き続いて検討することが必要である。（日弁連）

【その他の意見】 公法協，東弁

- 本文(1)エ(ア)の収支相償については、公益法人制度においても問題のある制度とされており、エ(イ)の遊休財産規制とエ(ウ)の公益目的事業比率により、儲け過ぎによる内部蓄積を図ることや管理費の無駄遣い等の弊害は十分に避けられることから、公益法人制度における問題状況を参考にしながら、本文(1)エ(ア)の基準を採用しないことを含め慎重に検討すべきである。（公法協）
- 本文(1)エ(ア)について、公益法人における収支相償の規制は、原則として各事業年度において収支が均衡することを求めるものであり、例外として特定費用準備資

金としての計画的な積立て等で中長期的に収支が均衡することが確認されれば基準を満たすというものである。こうした規制については、①黒字が出そうだから不要な公益資産の取得や事業費用の放出で帳尻を合わせる事態を誘発する、②経営努力が仇になり、公益法人の成長力ないし生存力を漸次的に奪う結果となるなどの批判がある。公益法人においても、実務的に非常に難しいところであり、対応に苦慮している実情があると指摘されている。こうした批判・実務上の困難は、公益信託に収支相償規制を設けた場合にも同様に当てはまる。また、公益法人の会計は、①公益目的事業会計、②収益事業等会計、③法人会計の3つの会計に区分されているが、収支相償は、①公益目的事業会計の部分についてのみにかかる。②収益事業等会計の部分には収支相償の原則がかからないため、公益法人では、公益目的事業について費用が足りないときには、収益事業の方でたまっているものを使えばよいが、公益信託の場合、公益目的事業しか行わない構図の下では、継続的に公益信託を行う上で、収支相償が非常に大きな制約になるおそれがあり、収支相償の原則を採用しないことが望ましい。収支相償を判定する期間を単年度ではなく数年度にしても、収支相償が継続的な公益信託の阻害事由になるとの懸念は、なお存在する。さらに、新たな公益信託においては、収益を伴う信託事務の必要性の有無について、行政庁が監督することが想定されている。収支の適正さと事務の必要性は区別できるものであるが、過剰な対価を収受するようなものであれば、公益目的との関連で必要がないと解釈する余地もあると考えられ、そうであれば、収支相償を導入せずとも、収益を伴う信託事務の適正さを担保する手段はある。税制上の優遇を受けられる公益信託制度の濫用を防止することと、公益信託を軽量・軽装備の制度としてその利用を広く促進することとのバランスをとる見地からは、収支相償の規制を設けず、信託財産をむやみに溜めこむことを防ぐ方策を考えることが望ましい。また、本文(1)エ(イ)について、税制上の優遇を受けられる公益信託制度の濫用を防止することと、公益信託を軽量・軽装備の制度としてその利用を広く促進することとのバランスをとる見地から、中庸を目指すことが望ましい。米国でも内部留保がある方が信用力のある公益団体であると認められているとの指摘もある。そのため、遊休財産の保有を許容しつつ、一定の制限を設けるという本文の提案の方向性に反対するものではないが、残された問題点（例えば、具体的な遊休財産額の算定方法）について、公益法人認定法における遊休財産規制を参考にしつつ、引き続き検討すべきである。さらに、本文(1)エ(ウ)については、経常的経費のうち大部分を占める受託者・信託管理人の報酬について「不当に高額とならない」とする認定基準が設けられる予定（第9の4(1)(ウ)）である以上、あえて経常的経費の割合を制限する基準を設ける必要は乏しい。公益信託を軽量・軽装備の制度としてその利用を広く促進することを重視し、規律を設けることに反対する。本文の提案は公益法人認定法第15条の公益目的事業比率を参考にしているが、公益信託の受託者については、当該公

益信託の目的の達成のために必要な範囲で収益事業を行うものとされ、自由に収益事業を行わないことが前提とされているから、同様の規律をする必要はない。(東弁)

3 本文(2)の提案について

【賛成】大阪弁，公法協，東弁，日弁連

- ・ 助成型について、会計の規制を設けないことは妥当である。(大阪弁)
- ・ 賛成する。本文(1)エの公益信託の会計基準についての問題は、公益信託事務が金銭の助成等に限定されているものについても理論的には発生しうる問題であり、公益法人制度との権衡からも同一の基準を適用すべきであるが、公益信託事務において、この問題が発生しないということが担保されるならば賛成する。そのためには、適用しない場合における「公益信託事務が金銭の助成等に限定されている公益信託」の定義や要件等を明確に規定する必要がある。(公法協)
- ・ 本文(1)エの基準の合理性には疑問があり、少なくとも公益信託事務が金銭の助成等に限定されているときに本文(1)エの基準を適用する必要はない。(東弁)
- ・ 事業型を含めて本文(1)エの会計の基準そのものの導入に反対ではあるが、仮に(1)エ若しくはこれを元にした会計の基準が採用される場合でも、少なくとも助成型の公益信託には適用されるべきではないとの限りで本文(2)に賛成である。(日弁連)

【反対】東京都

- ・ 現行公益信託で公益信託事務が金銭の助成に限定されているものであっても、経常的経費の割合が公益信託事務の費用を上回る事例が一部見受けられることから、本文(1)エ(ウ)の基準は適用されるべきである。(東京都)

第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

- 1 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- 2 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 3 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 4 3に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連，個人

- ・ 公益信託の名称使用に関し，公益信託の信用を保持するためにも，公益法人制度における名称の規制にならい，本文の提案にあるような法律上の規制を設けることは妥当である。（大阪弁）
- ・ 一定の要件を満たすことによって公益信託と認められた存在であるか否かを明確に示すため，名称を規律することに合理性がある。（東弁）
- ・ 「公益信託」という文字を名称に用いることによって，当該信託が公益信託法の定めに従って成立した公益信託であることを表示させることは，関係者に対し，当該信託の性質を認識させ，不測の事態を回避させることにつながるため相当である。また，「公益信託」の名称を利用するなどして，公益信託と誤認させ寄附を募るなどの悪質な行為を防止するため，公益信託であると誤認させる行為を規制することは適切である。（日弁連）

【反対】なし

第 1 1 公益信託の情報公開

1 公益信託の情報公開の対象及び方法

現行公益信託法第 4 条第 2 項を廃止又は改正し，新たな公益信託の情報公開の対象，方法については，公益財団法人と同等の仕組みとするものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連，連合

- ・ 公益信託に対する社会の信頼を高めるという観点から，情報公開に関しては特に規律を緩やかにすべきではなく，公益財団法人と同程度のものとするべきである。ただし，例えば遺言で公益信託が設定される場合に，同遺言に信託と無関係の情報ないし内容が記載されること等がありうることに鑑み，公開される情報の体裁については柔軟に考えるべきである。（大阪弁）
- ・ 行政庁による公開には認可申請書類等を含めた全面公開を期待する。（公法協）
- ・ 本文の提案に総論としては賛成する。ただし，補足説明 4 8 頁に，「公開の対象は，信託関係人の住所氏名のような個人情報を除く内容を想定しているが，実務上支障を来さないように引き続き検討する必要がある」と記載されているとおり，プライバシーに配慮し，新たな情報公開の仕組みが過度な負担とならないようにする必要がある。補足説明において，信託財産に係る帳簿等（信託法第 3 7 条第 1 項）について言及しているが，公益法人においても信託帳簿に相当するものは開示対象とされておらず，同様の考え方により公益信託でも開示対象とされないと考える。（信託協会）

- ・ 賛成するが、性質、内容に応じ受託者の過大な負担とならないようにすべきである。現行の主務官庁の許可制の下における情報公開は、事業概要及び財産目録（資産合計、負債合計、正味信託財産）が公開される程度であり、必ずしも十分になされているとはいえない。新たな公益信託法においては、事業型の公益信託も可能とし、公益信託の内部におけるガバナンス体制により運営することが予定されているのであるから、公益信託の透明性を確保するために、公益財団法人と同等の仕組みとする方向性には賛成する。他方で、公益信託を広く活用する観点及び軽量・軽装備という公益信託の特徴に鑑み、受託者の過大な負担とならないよう、公益財団法人と公益信託の主体の差異、性質、内容の違いを踏まえた情報公開の内容とすべきである。（東弁）
- ・ 公益信託においても、公益財団法人と同様に、不特定かつ多数の者の利益のために活動するから、国民に対し広く情報公開を行い、透明性の高い事業運営を行うことが望ましいと言える。ただし、具体的な仕組みを検討するに当たっては、公益信託と公益財団法人との性質の違い（信託と法人の違い等）を考慮に入れるべきであり、また、情報公開が過度の負担となって公益信託の活用が阻害されることがないよう配慮されるべきである。（日弁連）
- ・ ガイドラインにおいて、部会資料36の別表5（新たな公益信託の情報公開）のように、情報公開の対象や方法を明示することが望ましい。（連合）

【反対】なし

【その他の意見】個人

- ・ 公益信託の様なもの、直接に財産等に関係するものであるため、公益財団法人よりも更に公開について意を使いその幅を広げる必要があると考える。公益信託によって収益を得ることが否定されなくとも、その情報公開については国民が保護されるべき個人情報を除く全てを把握可能な程度に開示されるべきであると考え。（個人）

2 公益信託の公示

行政庁は、公益信託の成立の認可やその取消し、公益信託の変更、併合・分割の認可をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする。

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ 公益信託に対する社会の信頼を高めるという観点から、行政庁も、公益信託に関する重要事実を公示すべきである。（大阪弁）
- ・ 行政庁による公示については、「公益信託の成立の認可やその取消し、公益信託の変更、併合・分割の認可をしたときは」の他に、公益法人同様、成立の不認可、勧告、命令の処分をしたときも公示対象とすることを希望する。情報公開は、公益信

託のガバナンスを確保するための、最も重要な要件の一つであるからである。(公法協)

- ・ 認可の有無は広く知らしめる必要があるから、公示することが適切である。(東弁)
- ・ 公益信託の成立の認可やその取消し等，公益信託の成否・存続に関する重要事については，関係者に大きな影響を与え得るから，公示によって広く情報公開されるべきである。(日弁連)

【反対】なし

第12 公益信託の監督

1 行政庁の権限

現行公益信託法第4条第1項の規律を改め，行政庁は，次の権限を行使するものとする。

- (1) 行政庁は，公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において，受託者に対し，その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め，又は，その職員に，当該受託者の事務所に立ち入り，その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 行政庁は，公益信託が成立の認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には，受託者に対し，期限を定めて，必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- (3) 行政庁は，上記(2)の勧告を受けた受託者が，正当な理由がなく，その勧告に係る措置をとらなかったときは，当該受託者に対し，その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (4) 行政庁は，上記(3)の命令を受けた受託者が，正当な理由がなく，その命令に従わなかったときは，当該公益信託の成立の認可を取り消さなければならない。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，東弁，日弁連

- ・ 今回の改正によって，公益信託では，主務官庁による許可制は廃止となり行政庁による認可制が採用される予定であり，公益信託を自律的な公益活動と位置付ける立場からすれば，行政庁が認可基準が維持されているか否かという観点の限度で監督するというのは適当である。そして，その具体的な監督方法として，本文の提案は公益法人認定法第27条から第29条までに同じであるところ，同じく行政庁による認可制を採用する公益法人と少なくとも同程度の定めとすることが適当である。

(大阪弁)

- ・ 1の(1)について、行政庁に公益信託事務の処理について検査を行う権限を認めることについては合理性があるから、基本的に賛成する。ただし、公益法人認定法と同様の規律とする見地から、同法第27条第2項及び第3項と同様の規定を設けることが必要である。1の(2)から(4)までについて、公益信託の認可基準に適合しなくなったときや、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したときなどにおいて、行政庁に勧告・命令・公益信託認可取消しの権限を付与すべきであるから、賛成する。(東弁)
- ・ 公益信託内部の自主的な運営を重視する観点から、後見的な包括的監督ではなく、公益信託の成立の認可基準を満たしていることを確保するために必要な範囲で行政庁の監督権限を定めるものと言え、適切である。(日弁連)

【反対】 信託協会

- ・ 行政庁と裁判所の権限の分担については、第13から第16について意見を述べる点において反対する。(信託協会)

2 裁判所の権限

裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を原則として有するものとするに加え、現行公益信託法第8条が裁判所の権限としている権限を有するものとする。

【賛成】 大阪弁，公法協，札幌弁，東弁，日弁連

- ・ 主務官庁による許可制を採用する現行公益信託法では、公益信託に関する裁判所の権限は原則として主務官庁に移行されており、司法作用に適合する事項（信託の変更，終了，保全，新受託者の選任，鑑定人の選任，書類提出命令，弁済許可）のみ裁判所の権限に残すという方法によっていた。今回の改正によって行政庁による認可制という後見的な監督への変更が予定されているため、信託法が裁判所に権限を認めているものについては行政庁ではなく裁判所に認めること、主務官庁による監督の下であっても裁判所の権限とされていた現行公益信託法第8条に定める事項を裁判所の権限と維持することは適当である。(大阪弁)
- ・ 現行法における主務官庁による後見的な認可・監督を廃止し、公益信託の成立の認可基準を満たしていることを確保するために必要な範囲で行政庁の認可・監督がなされることを前提とすれば、信託法及び現行公益信託法第8条が裁判所の権限とする権限を行政庁に移行させる必要はなく、これら権限は裁判所が有するものとするのが適切である。(東弁，日弁連)

【反対】 信託協会

- ・ 行政庁と裁判所の権限の分担については、第13から第16について意見を述べる点において反対する。(信託協会)

第13 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

現行公益信託法第7条の規律を改め、受託者は、委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができるほか、[やむを得ない事由／正当な理由]があるときは裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

1 本文の提案について

【賛成】 大阪弁，公法協，東弁，日弁連

- ・ 今回の改正によって、行政庁による認可制という監督へと移行し、公益信託に自主的な管理を求める立場からすれば、外部の第三者機関の関与なく委託者及び信託管理人の同意があれば受託者は辞任できるルートを設定することは私的自治の観点からも妥当である。次に、上記同意を得ずとも受託者が辞任できる第三者機関によるルートを設定することも信託法の規定との整合性から妥当である。その第三者機関について、行政庁とすることも検討できなくはないが、認可基準と直接的に関係がある選任の場面ではないことから、必ずしも行政庁の判断による必要もなく、辞任の許可事由があるかという司法判断とすることも適当である。(大阪弁)
- ・ 主務官庁制を廃止し、信託関係者によるガバナンス体制を構築する観点から、公益信託法第7条を改正し、受託者は、信託関係者の同意を得て辞任することを認めることが相当である。そして、公益信託の受託者が自由に辞任することを許すと、公益の実現を害する虞があるが、本文の提案は、受託者について、委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができるとしている(信託法第57条第1項と同様)。これは、委託者及び信託管理人の同意を通じてガバナンスを確保するものであり、妥当である。受託者の辞任について、委託者および信託管理人の同意が得られない場合は、紛争性のある事案と考えられるので、(行政庁ではなく)裁判所による許可を得て辞任する方法を認めるべきである。(東弁)
- ・ 受託者が辞任の意思を有しており、かつ、委託者及び信託管理人もこれに同意しているような場合にそのままの当事者で公益信託を継続することは、当事者の意思に合わないだけでなく、公益信託の運営の観点からも不効率となる可能性が高いと考える。そのため、委託者及び信託管理人の同意がある場合には、特段の手續を要することなく受託者の辞任を認めるべきである。(日弁連)

【反対】信託協会

- ・ 「受託者が、委託者と信託管理人の同意を得て辞任できる」ことには賛成するが、受託者の辞任に委託者の同意をデフォルトで必要とすることに反対する(第6参照)。「正当な理由」等がある場合、受託者は裁判所の許可がなくとも行政庁への届出等により辞任できる制度とすべきである。

委託者が不存在の場合に裁判所の許可を必要とすることは手続として負担が大きい。補足説明52頁1(3)に「委託者が不在の場合に受託者が信託管理人の同意を得て辞任することは同項ただし書の信託行為の別段の定めがない限り認められないことになる。」と記載されているが、公益認可申請手続において許容される標準的な別段の定めがどのようなものであるかが、明らかにされるべきである。さらに、公益信託にとって委託者の不存在は異例な状況ではないことからすると、標準的に導入される別段の定めの内容は、予め法令上のデフォルトルールとすることがより望ましいと考える。

受託者が辞任する「やむを得ない事由」や「正当な理由」がある場合で、何らかの事情で信託管理人等の合意が得られない場合には、裁判所の許可を要さず、行政庁への届出等により辞任できるようにすべきである。

対応策として、信託法第57条が任意規定であることが新しい公益信託法においても維持されるのであれば、信託行為に「正当な理由がある場合に受託者は辞任できる」等の条項を定めることが考えられる。もっとも、「受託者はいつでも信託管理人への意思表示により辞任できる」等の規定は、公益性の維持のために望ましくないため、公益認可申請手続において許容される標準的な別段の定めがどのようなものであるかが、明らかにされるべきである。さらに、標準的に導入される別段の定めの内容は、予め法令上のデフォルトルールとすることがより望ましいと考える。このような措置がとられた上でなければ、裁判所が「やむを得ない事由」を判断して受託者の辞任を許可する制度とすることは許容できないと考える。(信託協会)

【その他の意見】公法協，最高裁，札幌弁

- ・ 運営委員会を必置とする考えが大勢の意見とはならない場合において、運営委員会的機関は個別の信託行為で設置しうること、その場合、その権限内容等についても強行法規として受託者、信託管理人、委託者に付与された権限を奪うことにならない範囲内で、受託者の辞任、解任、選任に係る合意について権限を有するよう、自由に設計できることと理解している。例えば、受託者の解任について委託者及び信託管理人の合意に加えて、運営委員も合意当事者とし、これら三者の合意が得られなければ裁判所の権限とすること等が考えられる。なおこの理解は、次の第14項においても同じとするほか、当事者の合意による任意終了(第16の2)も同様とする(第13の2及び3においても同様)。(公法協)

- ・ 「正当な理由」を辞任事由とする考え方について、「正当な理由」の内容が不明確であるとの実務上の問題点の指摘があった。一方、「やむを得ない事由」を辞任事由とする考え方について、公益信託事務の停滞のおそれがあるとの実務上の問題点の指摘があった。(最高裁)
- ・ 積極的に反対するものではないが、当事者の都合による安易な辞任・解任を認めるべきではなく、裁判所の許可を得た場合にのみ辞任・解任を許容すべきである。(札幌弁)

2 角括弧内の文言について

【「やむを得ない事由」に賛成】東弁

- ・ 裁判所の許可を得て辞任する際の要件については、信託法第57条第2項と同様の「やむを得ない事由」にすることが相当である。公益信託の受託者は、公益を実現するために事務処理を行う立場にあるから、私益信託の場合よりも辞任の要件を緩和すべきではない。ただし、「やむを得ない事由」とは、従来の解釈では、個人の受託者であれば、天災、病気、高齢等のためにその任務を十分行い得ないことのほか、法人の受託者がその任務を継続できない状況が生じた場合を想定しており、かかる従来の解釈に対しては辞任が許される場合が硬直的で狭すぎるという批判があり、新受託者の存在を考慮すべきであるとして、要件を「正当な理由」とする提案がなされている。このことを踏まえて、文言は「やむを得ない事由」としつつも、解釈上の課題を今後検討すべきである。(東弁)

【「正当な理由」に賛成】大阪弁，札幌弁，日弁連

- ・ 許可事由としては、現行公益信託法7条に定める「やむを得ない事由」では受託者が辞任できる要件としては厳格であることから、「正当な理由」とすることで、例えば、後任の受託者候補がいることを理由とする辞任が許容されるなど、柔軟な対応が可能になると考えられる。(大阪弁)
- ・ 「やむを得ない」、「著しい損害」等の文言は、不必要に狭く解釈されるおそれがあることから、角括弧内の文言は、いずれも「正当な理由」が妥当である。(札幌弁)
- ・ 受託者が辞任の意思を有している場合には、早期に後任の受託者に引き継いだ方が公益信託の適切な運営に資することになる場合も多いと考えられるところ、委託者及び信託管理人の同意が得られていない場合であっても、裁判所の判断により柔軟に受託者の辞任を認めることが可能となるよう、やむを得ない事由までなくても「正当な理由」があれば、裁判所が受託者の辞任を許可できるようにすべきである。特に行政庁の認可を受けて新受託者となることを見込まれる具体的な候補者が存在する場合には、裁判所は緩やかな基準で受託者の辞任を許可するようにすべきである。(日弁連)

【その他の意見】 信託協会

- ・ 受託者の辞任の「やむを得ない事由」の具体的な例としては、「受託者が天災、病気、高齢等のために信託事務を処理するに足りる能力がなくなったとき」と補足説明53頁に記載されているが、このような場合は、公益信託の受託者の能力要件を満たさないのであるから、信託管理人等が辞任に反対する理由はない。このような場合には信託管理人等の同意がなんらかの事情で得られなくとも、受託者は当然辞任できるべきである。むしろ、信託管理人等の合意が得られない場合として想定されるのは、「正当な理由」の例として挙げられている「後任候補者として適格性を有する者が予定されている場合」である。一定の手順で後任受託者が選任可能な場合に、信託管理人等の反対により受託者が辞任できないことは認められるべきではない。(信託協会)

2 公益信託の受託者の解任

(1) 委託者及び信託管理人の合意による解任について

委託者及び信託管理人は、[受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき]は、その合意により受託者を解任することができるものとする。

(2) 委託者及び信託管理人の合意がない場合において、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は信託管理人の申立てにより、受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

1 本文の提案について

【賛成】 大阪弁，公法協，東弁，日弁連

- ・ まず、2の(1)について、現行公益信託法第8条は受託者の解任権限を主務官庁に与え、かつ、主務官庁による職権行使を可能と定めているため、その解釈から公益信託の受託者を委託者及び信託管理人の合意によっても解任することはできないと解されている。しかし、公益信託に内部的自主的な管理を求める立場としては、受託者の解任が必要となる場合には、財産保全の観点から緊急性を要する場合も想定され、第三者機関の関与を必ずしも必要としない、当事者間による合意による解任を認めるのが適当と考えられる。次に、2の(2)について、現行公益信託法第8条は、公益信託の受託者はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等重要な事由があるときは、委託者又は信託管理人による主務官庁に対する受託者解任の申立てを受けて主務官庁により解任されるほか、主務官庁の職権による解任も可能

としている。2の(1)のように委託者と信託管理人が合意に達しなくとも、財産保全の観点から緊急的に受託者の解任が必要となる場合も想定できるため、そのための第三者機関によるルートを設けることも適当であり、また、辞任の場面と同じく、認可基準と直接的に関係がある選任の場面ではないことから、司法判断とすることが適当である。なお、解任の裁判の申立権者として委託者を含めるかについては、委託者の公益信託への関与は制限的であるべきであるものの、本文の提案はデフォルトルールであって、信託行為において委託者について申立権を有しない旨定めることも可能であるから、特段の反対はしない。(大阪弁)

- ・ 2の(1)について、公益信託のガバナンス確保の観点から、受託者に不適切な事由が生じた場合には、委託者と信託管理人の合意によって受託者を解任することを認めるべきである。2の(2)について、受託者の解任について委託者と信託管理人との間で合意が成立しない場合は、信託関係者間に激しい意見の対立がある場合であると考えられることから、かかる場合の紛争解決に適する裁判所によって受託者の解任を行うことが相当である。要件については、信託法第58条第4項の趣旨が公益信託においても同様であるから、妥当である。本提案において、信託行為において委託者に裁判所に対する解任申立権を有しない旨定めることができる点については、委託者意思の反映であるから、これを否定する理由はない。(東弁)
- ・ 公益信託における委託者及び信託管理人による受託者に対する監督の実効性を高める観点から、委託者及び信託管理人の主導によって受託者を解任できるようにすべきである。また、委託者及び信託管理人による受託者に対する監督並びに信託財産の保全の観点から、委託者及び信託管理人の合意がない場合であっても、裁判所の関与の下、委託者又は信託管理人（特に信託管理人）の主導によって受託者を解任するための手続を用意すべきである。特に行政庁の認可を受けて新受託者となることを見込まれる具体的な候補者が存在する場合には、裁判所は緩やかな基準で受託者の解任を認めるようにすべきである。(日弁連)

【反対】信託協会

- ・ 受託者の解任権を委託者にデフォルトで与えることに反対する（第6参照）。
受託者の解任事由について、「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」「正当な理由があるとき」の何れが望ましいかは、その文言の実質により検討されるべきである。実質的な解任事由としては、受託者の信託事務処理能力の欠如（公益認可基準の未達）の場合と受託者の能力が公益認可基準を満たさないと言えないが、より望ましいと信託管理人等が考える受託者候補が存在するにもかかわらず受託者が辞任しない場合である。後者の場合まで含めて解任事由とすることが公益の推進のためには望ましいと考えるが、これらは受託者の能力に関するものであるから、行政庁が判断すべきである。もともと、2の(1)が採用され、外部の第三者機関への申立てを要しないで受託者を

解任できるとすれば、「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」とすべきである。

また、辞任についての意見と同様の理由により、委託者不存在の場合についてのデフォルト規定を設けるべきである。その場合に信託管理人単独で解任できることは、信託管理人の公益信託内部での影響力が強くなりすぎるため、要件を厳格にするか、外部の第三者機関の認可を必要とすべきである。(信託協会)

2 角括弧内の文言について

【「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」に賛成】：大阪弁，日弁連

- ・ 後日に受託者が解任の適法性を争う場合も想定されることから、解任事由の要件としては、受託者自身の意思表示がある辞任とは異なり、より厳格にするのが適当である。(大阪弁)
- ・ 委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任を広く認めることは、公益信託の事務の中断により受給者の地位を不安定にさせる懸念がある。そのため、解任の正当な理由があるだけでは足りず、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときに限って、委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任を認めるべきである。(日弁連)

【「正当な理由」に賛成】：札幌弁，東弁

- ・ 「著しい損害」等の文言は、不必要に狭く解釈されるおそれがある。(札幌弁)
- ・ 解任事由としては、信託法第58条第1項が「委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる」と規定していることとのバランスをはかるべきであり、実効性のあるガバナンスを確保するためには、解任の要件は「正当な理由があるとき」とすべきである。「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」に限定すると、公益信託に回復不可能な損害が生じてからでないといふと解任できないかのようにあり、実効性のあるガバナンスを確保できないおそれがある。解任権の濫用に対する懸念については、信託管理人の同意を要件としていることで対応が可能である。(東弁)

3 公益信託の新受託者の選任

- (1) 委託者及び信託管理人は、信託行為に新受託者に関する定めがある場合は、当該定めに従い、信託行為に新受託者に関する定めがない場合は、信託法第62条第1項の方法により新受託者を選任することができるものとした上で、新受託者になろうとする者は、行政庁による新選任の認可を受けるものとする。
- (2) 信託法第62条第1項の場合において、同項の合意に係る協議の状況

その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができるものとした上で、新受託者になろうとする者は、行政庁による新選任の認可を受けるものとする（注）。

（注）行政庁による認可を必要とせず、裁判所が新受託者を選任する前に、行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

1 本文(1)の提案について

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，東弁，日弁連

- ・ 現行公益信託法第8条は、信託法第62条第4項に定める裁判所の新受託者の選任権限を主務官庁に与え、かつ、主務官庁の職権行使を可能としている。しかし、自主的な管理を公益信託に求める立場としては、信託行為の定めや、委託者及び信託管理人の合意により（信託法第62条第1項）、新受託者の選任をする方法を認めるべきである。ただし、信託行為等によって選任されたとしても、認可基準を充足する新受託者でなければ公益信託は維持できないため、行政庁が新選任の認可の判断をすることが適当である。（大阪弁）
- ・ 信託法第62条第1項においては、信託行為に新たな受託者に関する定めがないときには、委託者と受益者の合意により受託者を定めることができるところ、公益信託においても受託者不在の事態が生じた場合において、当該信託の利害関係人である委託者と信託管理人の合意により新受託者を選任することができるものとするのが妥当である。（東弁）
- ・ 私益信託においては原則として信託行為の定めによって新受託者を選任し、当該定めのない場合等は信託法第62条第1項の方法により新受託者を選任することができることとされており、公益信託についても基本的に私益信託と同様の建付けをとるべきである。その上で、受託者が公益信託の重要な要素であることに鑑みて、公益信託の成立に準じて行政庁による新受託者の選任の認可を要することは適切であると考える。（日弁連）

【反対】信託協会

- ・ 本文(1)について、信託管理人単独で選任できることを認めるべきである。それによって本文(2)は信託管理人が選任を行わない場合の利害関係人の申立てに限定されることになる。その場合、裁判所に、信託法第62条第4項にいうところの「合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要がある」か否かの判断を行わせる意味があるのかは疑問である。むしろ、利害関係人の範囲（前受託者等）と申立て理由を見直して、行政庁への申立てを広く認めるべきではないか。提案が採用される場合には、委託者不存在の場合の規定等を整備すべきである。（信託協会）

2 本文(2)の提案及び(注)について

【賛成＝(注)に反対】東弁，日弁連

- ・ 公益信託の設定時には行政庁による認可を受けるものとしているにもかかわらず，新受託者の選任につき，それと異なった手続きを採用することは手続きの一貫性を欠くものと考えられることから，本文の提案に賛成する。(注)の考え方には，窓口及び手続きの一本化を図ることができるという利点があるが，裁判所は行政庁に対して認可基準要件に係る意見を聴取することになり，裁判所の判断対象ではない事項について意見を聴取することになってしまう。行政庁と裁判所では，役割が異なるのであるから，一本化しないことが相当である。信託関係者としては，行政庁と事前に折衝するなどして，裁判所による新受託者の選任と公益認可との時期を調整することも可能である。(東弁)
- ・ 利害関係人の申立てによって新受託者を選任する場合において，裁判所と行政庁とは，それぞれ異なる基準によって選任の当否を判断するものと考えられ，当事者の手続保障の観点（特にいずれかが認められなかった場合に当事者がその判断を争うための手続を保障すること）から，裁判所による選任と行政庁による選任の認可を分けて各手続を保障すべきである。また，信託法第62条第1項の方法により新受託者を選任する場合に行政庁の認可を要することとの平仄からも，裁判所が新受託者を選任する場合も行政庁の認可を要するとすべきである。もっとも，裁判所と行政庁の二重の審査に過度の時間を要する事態が生じることは回避すべきであり，迅速に判断が行われるよう運用面での取組みを期待する。(日弁連)

【反対＝(注)に賛成】大阪弁，札幌弁

- ・ 裁判所において選任をした上で，行政庁が当該新選任を認可するという二段階の方法は迂遠であり，裁判所における新選任の審理過程において，行政庁の意見を聴き一段階で解決できることが簡便である。行政庁が意見を述べる前提として実質的な調査等ができるよう，意見聴取の方法を工夫することも検討の余地がある。(大阪弁)
- ・ 裁判所の判断を最終のものとする以上，裁判所の選任の前に，行政庁の意見を聴くこととにしないと，行政庁の認可に不服がある場合，別途，行政訴訟が必要となり迂遠である。(札幌弁)

【その他の意見】最高裁

- ・ 新受託者の選任に当たり行政庁が承知している事情で特に考慮すべきものや行政庁の設定した基準等を承知せずに裁判所が新受託者を選任した結果，行政庁がこれを不認可にする場合が生じ，行政庁の認可を受けるまで，申立てと選任が繰り返されることとなり，公益信託事務の停滞を招くことが懸念されるとの実務上の問題点の指摘があった。また，(注)について，①裁判所から提供される書面等の情報のみでは，意見聴取を求められた行政庁が新受託者の認可基準充足性について判断する

ことができない旨の回答をするおそれがあることや、②裁判所の選任要件と行政庁の認可要件とは異なるのであるから、異なる要件に基づく行政庁の「意見」を裁判所がどのように斟酌すべきなのかが判然としないことなどの実務上の問題点の指摘があった。(最高裁)

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任

公益信託の信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任の規律は、公益信託の受託者の辞任・解任、新受託者の選任と同様の規律とするものとする。

【賛成】 大阪弁，公法協，札幌弁，東弁，日弁連

- ・ 信託管理人の辞任や解任に公益信託の認定を行う行政庁等が関与しなくとも、新信託管理人の選任にさえ公益信託の認定を行う行政庁等が関与すれば、公益信託の適正性を確保する上で差し支えない。一方で、信託における受託者と信託管理人の役割・位置付けには相違があるものの、公益信託における信託管理人の受託者に対する監督者たる地位に鑑みて、辞任・解任・選任についての規律を受託者の場合より緩やかにすべきではない。なお、解任申立権者に受託者を含めると、監督される立場にある受託者に監督者である信託管理人の解任申立権を認めることになる。しかし、公益信託には受益者が存在せず、委託者の死亡後で他に信託管理人が存在しない場合には解任の申立権者が不在となり不都合であること、また解任には行政庁又は裁判所が関与するため不当な結果を生じる可能性は低いことから、結論としては賛成である。(大阪弁)
- ・ 賛成するが、受託者の辞任、選・解任と同様の規律という意味が、受託者は関与できない、すなわち、まず信託管理人と委託者の合意、合意が得られなければ裁判所への申立てという手順であることを前提とする。(公法協)
- ・ 賛成するが、具体的な制度設計に当たっては、信託管理人と受託者の立場の違いに十分配慮して、検討を進めるべきである。信託管理人について、辞任・解任等に関する規律を受託者の場合と全く異なるものにする必要性はない。同様としたほうが、利用者にとって規律がわかりやすく、公益信託制度をより使いやすいものにできるので、規律を同様とすることに基本的に賛成する。もっとも、具体的な制度設計を考えてみると、現状の提案では受託者の辞任・選任等の規律については信託管理人の意思が相当に反映するものとなっていること(第13参照)とのバランスを考慮すると、信託管理人の辞任、解任等について受託者の意思を大幅に反映させるものとするのが果たして妥当であるのかは、疑問が残る。なぜなら、受託者は本来信託管理人のコントロールを受ける立場にあるのだから、信託管理人の辞任・解

任等について受託者に大幅なイニシアティブを与えることは、逆に受託者が信託管理人をコントロールすることにつながり、本来の両者の関係を崩してしまうのではないかが危惧されるからである。したがって、具体的な制度設計に当たっては、信託管理人と受託者の立場の違いに十分配慮して検討を進めることが必要である。(東弁)

- ・ 私益信託においても信託管理人の辞任・解任及び新信託管理人の選任の規律は受託者の規律を準用しており(信託法第128条及び第129条)、公益信託においてもそのような建付けを修正する必要はない。(日弁連)

【反対】信託協会

- ・ 本文の提案は、信託管理人と受託者の役割や信託法の定めとの相違に言及しておらず、賛成できない。信託管理人の辞任は、信託法第57条の準用により受益者の定めのない信託の場合は委託者が単独で同意することにより辞任できるという解釈に基づいて考えると、委託者の不存在の場合などには、常に裁判所の認可がなければ辞任できないことになる。仮に、本文の提案を採用する場合は、信託行為の別段の定めとして認められる場合を明確にすべきであるが、そもそも委託者の不存在等の場合にも裁判所の認可によらず対応可能なデフォルトルールを定めるべきと考える。デフォルトルールとしては、公益法人の監事の辞任は制限されないこととの平仄からは、信託管理人の辞任は制限されるべきではない。公益法人に比べて厳しい規律とすることは信託管理人の就任をより困難にすると考えられる。信託管理人の選任、解任については、公益信託の関係者が受託者と信託管理人のみであるような場合があることを前提とすべきであるから、受託者が主体的に行うことができなければ、実務として成り立ち得ない。(信託協会)

【その他の意見】最高裁

- ・ 信託管理人の辞任事由の要件について、第13の1と同様に、その内容が不明確であるとの実務上の問題点の指摘があった。(最高裁)

第15 公益信託の変更、併合及び分割

(前注) 行政庁に対する変更、併合及び分割の認可の申請は、いずれも受託者が行うことを前提としている。

1 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更

(1) 現行公益信託法第5条及び第6条を廃止又は改正し、

ア 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

イ 裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情

により、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の変更を命ずることができるものとする。

委託者については信託行為において変更命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

ウ 受託者は、上記イの変更命令の後、行政庁による変更の認可を受けられるものとする（注）。

（注）行政庁による変更の認可を必要とせず、裁判所が信託の変更を命ずる前に、変更後の信託が公益信託の成立の認可基準を充足するか否かについて、行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

(2) 上記(1)アの例外として、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めを軽微な変更をするときは、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について委託者及び信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者及び信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。

1 本文(1)アの提案について

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，東弁

- ・ 信託関係人の合意の他、行政庁の認可を必要とすることにつき、賛成する。ただし、「公益信託事務の処理の方法に係る」との文言は削除し、「信託行為の定めの変更」の後に、「（ただし、公益信託の目的の変更を除く。）」との文言を挿入すべきである。信託関係人の合意に加えて、認可・取消権限を有する行政庁の認可を必要とすることは妥当である。現行公益信託法第6条においても、信託の変更には主務官庁の許可を要するとされており、これにより、公益信託の変更は、信託法第149条の当事者の合意等に加え主務官庁の許可があった時点でその効力が生じるとされている。また、第15の2(1)の中間試案のたたき台(2)（部会資料44）からの文言の変更により、同規定との狭間が生じないように、上記変更を行うべきである。

「信託事務の処理の方法」の文言は、平成18年信託法改正時に、裁判所による信託変更命令に関する信託法第150条を規定する際、裁判所による判断の対象を明確にし、信託関係者の予測可能性を確保するものとして採用された文言であり、裁判所による信託変更命令以外の場面で、同文言にとらわれる必要はない。（大阪弁）

【反対】信託協会

- ・ 本文(1)アの提案について、委託者の合意は不要とすべきである。それ以外の点は賛成する。提案は信託目的の変更以外の信託の変更であるから、信託法第149条第2項第1号により受託者と信託管理人で行うことができる範囲（「信託の目的に反

しないことが明らかであるとき)で行えばよく、委託者が合意者となることが不要であるにもかかわらず、委託者の合意を得て公益信託事務の処理の方法を変更することは、委託者が公益信託事務の処理に介入しているかのような外観を与えかねず、公益性が疑われかねないため反対する。(信託協会)

【その他の意見】 東弁，日弁連

- ・ 信託関係人の合意による変更を認めることに賛成するが、行政庁には届出を原則として、例外的に認可を要することとすべきである。

本文の提案のように、原則として信託行為の定めの変更には行政庁の認可を要し、軽微な変更については例外的に届出とする整理は、軽量軽装備のメリットを損ないかねないとの懸念があるばかりでなく、公益法人制度よりも重い手続となり適切でない。本文の提案は、「公益信託事務の処理の方法」の意義及び本文(2)の趣旨の分かりにくさ（信託行為の定め全般について、軽微な変更は届出で足りるとする趣旨なのか、それとも、公益信託事務の処理の方法のうちの軽微な変更に限定した趣旨なのか）もあり、そのままでは軽量軽装備をメリットとする公益信託の特徴を損なうことにつながりかねないと懸念される。特に、「公益信託事務の処理の方法」の意義については、認可申請時の所定の公益信託事務の種類や内容を変更する場合を指すのか、それとも、文字どおり「処理の方法」（執行の方法）を指すだけなのか、分かりにくい。部会資料43の7頁の「〇〇地区の自然環境を保護するための自然林の間伐、湖沼の浄化等」という公益信託事務を例にとれば、「間伐、湖沼の浄化」の具体的な処理の方法（執行の方法）を変更するだけの場合、「公益信託事務の処理の方法」の変更該当するものとして変更認可の対象になるのだろうか。仮にそうだとすると、過剰な規制につながる懸念があると言わざるを得ない。他にも、「間伐、湖沼の浄化」をやめて「自然保護ボランティア活動に対する助成」に変更すると、その変更は、公益信託事務の処理の方法以外の変更（公益信託事務の内容の変更）になるのか、それとも、公益信託事務の処理の方法の変更になるのか。その区別により本文の提案のように裁判所の変更命令の方法が取れるか否かなど取り扱いを区々にする意味がどれほどあるのか。いずれにせよ、本文の提案における「公益信託事務の処理の方法」の意義が分かりにくいため、その点を明確にしておかなければならないと考えられるが、そうした明確化をしないままであれば、軽量軽装備をメリットとする公益信託の特徴を損なうことにつながりかねないと懸念される。

公益信託では変更の認可を受けることを原則とすることは、公益法人制度との比較においても適切でない。すなわち、公益法人認定法は、変更認可を要する事項を3つに限定して掲げ（公益法人認定法第11条）、変更届出を要する事項も限定列挙している（同法第12条，第24条，第26条）。公益法人認定法が上記のような方式を採用した趣旨については、「認定申請書…の記載事項の変更を伴わない場合は、認定基準適合性に変わりがないと考えられることから、変更届出で済むことと整理

され」、「公益目的事業の内容の変更の場合において、事業の公益性についての判断が明らかに変わらず、申請書に参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更と考えられる場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものとして、変更の届出を行うこととなり」、「毎年度変動することが一般的に想定されるような事項の変更については…変更の認定及び変更の届出を行う必要はありません」と説明されている。以上のような公益法人制度における扱い・考え方は、新たな公益信託においても、公益認可の申請書の記載事項に対する審査の方法により公益性の担保がはかれると考えられることから、同様に当てはまるといえる。(東弁)

- ・ 賛成するが、届出を原則とし、例外的に認可を要するものとすべきである。軽微な変更の場合にまで、行政庁の認可や裁判所の変更を必要とするのは、当事者や行政庁の双方にとって煩雑であるし、妥当でない。公益法人認定法は、変更認可を要する事項を3つに限定して掲げ(公益法人認定法第11条)、変更届出を要する事項も限定列挙している(同法第12条, 第24条, 第26条)。こうした公益法人制度の規律との比較においても、公益信託では変更の認可を受けることを原則とするのは適切でない。認定基準の充足性の判断に影響する事項の変更である場合には、信託関係人の合意に加えて、認可・取消権限を有する行政庁の認可を要することは妥当である。(日弁連)

2 本文(1)イの提案について

【賛成】 大阪弁, 札幌弁, 東弁, 日弁連

- ・ 前段につき、事情変更があった場合に裁判所による変更命令を定めた信託法第150条と同様の規律を設けることには、賛成する。現行公益信託法第5条では、信託法第150条の公益信託への適用を除外し、判断主体が主務官庁とされていたが、主務官庁による監督制度は廃止され、行政庁は認可基準を満たしていることを確保するために必要な範囲での監督権限行使にとどめることが想定されていることから、判断主体は裁判所とする本文の提案に賛成する。後段につき、本文の提案における公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更は、当初予定できなかった場面に関するものであり、原則として委託者に申立権を与えるべきと思われるが、申立権がなくとも委託者が構わないと考えることを否定する理由はないので、反対しない。(大阪弁)
- ・ 前段について信託関係人の合意がない場合における裁判所による変更命令を定めた信託法第150条と同様の規律を設けることには、賛成する。後段について、申立権が無くとも委託者が構わないと考えるのであれば、その判断に任せるべきであり、特に反対しない。(日弁連)

【反対】 なし

3 本文(1)ウの提案及び(注)について

【本文(1)ウの提案に賛成＝(注)に反対】大阪弁，東弁，日弁連

- ・ 新受託者の選任の場面と異なり，本文(1)イの事情変更に基づく信託の変更と認可基準とはそもそも要件が異なる。行政庁の意見が変更賛成であれば裁判所としては安心して変更命令を発令できるということにはなるが，他方，行政庁の意見は変更反対であるが，裁判所としては事情変更に基づく変更命令の要件を満たしているとの心証の場合，問題が生じる。裁判所が訴訟指揮により申立内容を変更させることを想定しているのであれば（このこと自体，裁判所はいかなる根拠によりこのような訴訟指揮を行うのが問題になりうる。），変更内容は申立人に委ね，裁判所は申立人の求める内容への変更を求めるか否かの判断のみを行えばよい。（注）の考え方では，それが望ましいとした信託法第150条第2項との関係をどのように捉えるかが問題となる。（大阪弁）
- ・ 公益信託の設定時には行政庁による認可を受けるものとしているにもかかわらず，信託行為の定めの変更があった場合にそれと異なった手続きを採用することは手続きの一貫性を欠くものと考えられることから，本文の提案に賛成する。（注）は，窓口及び手続きの一本化を図ることができるという利点があるが，裁判所は行政庁に対して認可基準要件に係る意見を聴取することになり，裁判所の判断対象ではない事項について意見を聴取することになってしまうので，妥当ではない。行政庁と裁判所では，役割が異なるのであるから，一本化しないことが相当である。（東弁）
- ・ 行政庁は認可基準の充足性を，裁判所は事情変更に基づく変更命令の要件の有無を判断するものであり，両者の判断事項は異なる。裁判所による変更命令があった場合には行政庁による認可を要しないとするのは，手続きの一貫性を欠くものと考えられる。（注）には，窓口及び手続きの一本化を図ることができるという利点があり，変更の適法性を最終的に判断するのは裁判所である点も考慮すれば，考え方としてはあり得る。しかし，行政庁の意見は変更反対であるが，裁判所としては変更命令の要件を満たすとの心証の場合，問題が生じる。この場合，裁判所がなし得る対応の根拠，信託法第150条第2項との関係をどのように捉えるべきかなど課題が残る。課題が残る現状では，役割の異なる行政庁と裁判所を一本化しないことが相当である。（日弁連）

【本文(1)ウの提案に反対＝(注)に賛成】札幌弁

- ・ 変更の適法性の最終的な判断を裁判所に委ねる以上，行政庁の関与は，変更命令の前が適切である。そのようにしないと，行政庁の認可に不服がある場合，別途，行政訴訟が必要となり迂遠である。軽微な変更の場合にまで，行政庁の認可や裁判所の変更命令を必要とするのは煩雑である。（札幌弁）

【その他の意見】最高裁

- ・ (注)について，第13の3と同様の実務上の問題点の指摘があった。（最高裁）

4 本文(2)の提案について

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，東弁，日弁連

- ・ 現行公益信託法第6条は，軽微な変更か否かを問わず，一律に主務官庁の許可を必要としている。しかし，軽微な変更の場合でも，常に行政庁の認可や当事者の合意が必要となるとすれば，当事者や行政庁の負担が重くなり，妥当でないから，軽微な変更につき，これらを必要としない本文の提案に賛成する。また，第15の1(1)アの理由中に記載したとおり，裁判所による信託変更命令以外の場面で，「信託事務の処理の方法」との文言にとられる必要はなく，本文の規定の対象範囲として，公益信託事務の処理の方法の変更に限定すべきでない。公益信託事務の処理の方法以外であっても軽微な変更であれば，行政庁への届出と委託者及び信託管理人に対する通知で足りるとすべきである。（大阪弁）
- ・ 本文(2)の提案では，信託行為の定め軽微な変更をするときに，当該変更について委託者及び信託管理人の同意を得ていない場合でも，受託者が単独で行えるようになってきているが，その後の事後報告では受託者への牽制機能が十分機能しない恐れがあるので，慎重に検討されたい。（公法協）
- ・ 軽微な変更の場合にまで，行政庁の認可や裁判所の変更命令を必要とするのは煩雑である。（札幌弁）

【反対】なし

2 公益信託の目的の変更

- (1) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し，公益信託の目的の変更は，委託者，受託者及び信託管理人の合意がある場合には，行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。
- (2) 現行公益信託法第9条を改正し，公益信託の目的を達成したとき又はその目的を達成することができなくなったときは，
 - ア 委託者，受託者及び信託管理人の合意がある場合には，公益信託の目的を他の公益目的に変更し，行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。
 - イ 委託者が現に存しない場合には，受託者及び信託管理人は，その合意により，公益信託の目的を類似の目的に変更し，行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

1 本文(1)の提案について

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，東弁，日弁連

- ・ 本文(1)について，信託関係人の合意に加えて，認可・取消権限を有する行政庁の

認可を必要とすることは妥当である。また、公益信託の目的の変更をする場合には、「信託の目的に反しないことが明らかである」等の信託法第149条第2項及び第3項の要件を満たすことは想定し難く、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合にのみ行われるとすべきことは妥当である。（大阪弁）

- ・ 公益信託が公益性を有することからすれば、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみによる自由な変更は認めるべきではないが、変更内容について行政庁が認定基準に適合するとするのであれば、変更を認めない理由はない。また、公益信託の終了事由が発生した場合において、類似の目的のために公益信託を継続させることは、シ・プレ原則に沿う。（札幌弁）
- ・ 本文(1)について、信託関係人の合意による変更を認めることに賛成する。ただし、行政庁には届出を原則として、例外的に認可を要することとすべきである。（東弁）
- ・ 公益信託は公益性を有することから、信託関係人の合意に加えて、認可・取消権限を有する行政庁の認可を必要とすることは妥当である。公益目的の達成又は不達成により、信託が終了して国や地方公共団体等に残余財産が移転するのではなく、委託者がいる場合は他の公益目的に、委託者が現に存しない場合は類似の目的に変更して公益信託を継続させるとすることは、民間による公益活動の促進という公益信託制度の目的に適合しており、そうした観点からは望ましい。もっとも、委託者として信託終了時に残余財産を帰属権利者に帰属させるという意思がある以上、シ・プレ原則の適用範囲を限定すべきではないかとの考え方もあり得る。帰属権利者への帰属の可否が決まる前の段階においてシ・プレ原則を適用する需要や必要の有無については、引き続き検討されるべきである。（日弁連）

【反対】 信託協会

- ・ 信託目的の安易な変更がされないようにすべきである。信託目的の変更は、公益信託の認可手続をやり直すことにも等しい場合があることから、類似の信託目的への変更など軽微な変更以外については、安易に行われぬようにすべきである。また、委託者の合意により信託目的の変更をすることによって、委託者が公益信託事務の処理に介入しているかのような外観を与えないように、予め信託行為に信託目的の変更の手続に関する定めを入れるなどの措置を取るべきである。（信託協会）

2 本文(2)の提案について

【賛成】 大阪弁， 東弁

- ・ 本文(2)アについて、公益信託の目的を他の目的に変更し公益信託を継続することにつき、信託関係人の合意に加えて、認可・取消権限を有する行政庁の認可を必要とすることは妥当である。また、現行公益信託法第9条では、類似の目的への変更との制約が課されているが、公益目的の達成又は不達成の前の時点では、信託の変更につき、類似の目的への変更との制約が課されない以上、同制約は不要である。

公益目的と評価できるものであれば、委託者、受託者及び信託管理人が合意し、行政庁が認可する以上、他の公益目的であっても、信託の継続を認めることが妥当である。また、本文(2)イについて、委託者として信託終了時に残余財産を帰属権利者に帰属させるという意思がある以上、シ・プレ原則の適用範囲を限定すべきではないかと考えるが、需要や必要があるのであれば、帰属権利者への帰属の可否が決まる前の段階においてシ・プレ原則を適用することにあえて反対するものではない。また、委託者が現に存しない場合には、当初の公益目的のために信託財産を抛出した委託者の意思を尊重する必要があることから、類似の目的の公益信託への変更のみを許容することも相当といえる。(大阪弁)

- ・ 本文(2)について、公益目的の達成又は不達成により、信託が終了して国や地方公共団体等に残余財産が移転するよりも、委託者がいる場合は他の公益目的に、委託者が現に存しない場合は類似の目的に変更して公益信託を継続させる方が望ましい。(東弁)

【反対】なし

3 公益信託の併合・分割

現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする(注)。

(注) 裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の併合・分割を命ずることができる旨の規律を設けるものとする考え方がある。

1 本文の提案について

【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、東弁、日弁連

- ・ 信託関係人の合意等に加えて、認可・取消権限を有する行政庁の認可を必要とすることは妥当である。ただし、公益信託の目的の変更にあたっては、委託者、受託者及び信託管理人の合意がない限り、変更を認めないとしていること(第15の2(1))との平仄を図るべきであり、合意「等」で足りる場合を明らかにすべきである。この点、補足説明において、信託の目的の達成のために必要であることが明らか場合には、委託者、受託者及び信託管理人の合意でなく、受託者の委託者及び信託管理人に対する意思表示で足りる旨記載されているが、同内容については反対しない。(大阪弁)
- ・ 公益信託は公益性を有することからすれば、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみによる自由な併合・分割は認めるべきではないが、行政庁が認定基準に適合

するとするのであれば、認めない理由はない。他方、併合・分割について意見が対立する場合、その意見の対立を調整する主体は、裁判所が適切である。（札幌弁）

- ・ 併合・分割は、認可基準の充足性の判断に影響する事項に変動を生じさせる法律行為であるから、行政庁による認可に係らしめる手続である。（東弁、日弁連）

【反対】 信託協会

- ・ 信託目的が明らかな場合には委託者の合意は不要である。それ以外の点は賛成する。当事者の合意と行政庁の認可により可能とすることに賛成する。ただし、信託目的に反しないことが明らかな場合は、委託者は合意の当事者に入れるべきではない。（信託協会）

2 (注) について

【賛成】 なし

【反対】 大阪弁、信託協会、東弁、日弁連

- ・ 信託関係人に対し重大な影響をもたらす可能性があり、私的自治の観点から、裁判所による併合・分割命令は認めるべきではない。（大阪弁）
- ・ (注) の考え方を採用するようなニーズの存在は確認できていない。（信託協会）
- ・ (注) が想定するのは、信託関係人の合意がない場面であり、本文の提案が想定する場面とは異なる。信託関係人の合意がない場面であるから、裁判所による併合・分割の必要性は否定できないものの、裁判所が命令によって併合・分割契約書に類するものを作成することは私的自治に対する過度の介入となり得るし、他方で併合・分割による場合に当事者はいかなる申立てをすべきか、裁判所による判断をどのようにすべきかについて課題が残る。なお、(注) においては、併合・分割には行政庁の認可が不要とも読めてしまうので、行政庁の認可の要否を明らかにすべきである。（東弁、日弁連）

【その他の意見】 最高裁

- ・ (注) について、①信託法にはそのような考え方に基づく規定がない上、第15の1の事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更とは異なり、公益信託の併合・分割は、信託の根本に関わる重大な変更であるにもかかわらず、公益信託のみ信託関係者の意に反して裁判所がこれを命ずることができることについて、相当性の説明が尽くされていないこと、②申立人以外の利害関係人の意思が不明である場合に裁判所がどのような観点で公益信託を併合・分割すべきか明確でないこと、③要件や手続（信託関係人の手続参加）が不明確であること、④裁判所が併合・分割を命じる際にも行政庁の認可が予定されていることがうかがわれるところ、裁判所の命令と認可との先後関係等、第13の3と同様の問題が生じると考えられることなどの実務上の問題点の指摘があった。（最高裁）

第16 公益信託の終了

1 公益信託の終了事由

公益信託は、次に掲げる場合に終了するものとする。

- (1) 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- (2) 受託者又は信託管理人が欠けた場合であって、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したとき。
- (3) 受託者が信託法第52条（第53条第2項及び第54条第4項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- (4) 信託の併合がされたとき。
- (5) 信託法第165条又は第166条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- (6) 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- (7) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第53条第1項、民事再生法第49条第1項又は会社更生法第61条第1項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第41条第1項及び第206条第1項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- (8) 信託行為において定めた事由が生じたとき。

【賛成】 大阪弁，公法協，札幌弁，東弁，日弁連

- ・ まず、信託管理人が欠けた状態が1年間継続したときを公益信託の終了事由とする信託法第163条第2号について公益信託には受益権が観念できず、適用なしとすることに賛成する。なお、受託者が受給権者を選定しない期間が1年間続いた場合などについては、信託管理人による監督や公益信託認定の取消し等により対処すればよい。次に、(2)につき、信託管理人を必置の機関として、受託者監督の中心に据える制度設計からすると、信託管理人が長期間不在となった場合に公益信託が終了する事はやむを得ない。しかし、受託者の不在とは異なり信託管理人の不在は、公益信託の事務そのものを停滞させるものではないこと、公益信託の信託管理人の重要性に鑑み、新信託管理人の人选が拙速に行われるのを防ぐ必要があることから、信託管理人の不在が1年間継続した場合に一律に公益信託を終了させることは、硬直的に過ぎる。このため、信託管理人の不在が1年間継続した時には原則として公益信託は終了するとしつつも、公益信託の運営状況、新信託管理人の人选状況等、諸般の事情を考慮して、やむを得ない場合には不在が1年を超えた場合も公益信託を存続させることができる制度設計とすべきである。したがって、信託管理人が欠けた場合であって、信託管理人が就任しない状態が1年間以上継続していることを、

公益信託の公益認定の任意的取消事由とすべきである。その他の終了事由については、信託法第163条に規定するとおりの事由であり、賛成する。(大阪弁)

- ・ 賛成するが、(2)の受託者又は信託管理人の不在が1年間継続したときを絶対的取消事由とする点については、その不在の期間受託者が行うべき信託目的事務の実施や信託財産の管理・運用又は信託管理人が行うべき監査その他の権限は誰が行使するのかなど未検討と思われる疑問点があり、1年間不在が想定できない仕組みも含め慎重な検討を要する。(公法協)
- ・ 各事由は、終了事由として妥当である。(2)において、信託管理人の不在が1年間継続した場合に終了するという点については、1年間の信託管理人が不在であるという状態は、実態として当該公益信託の内部ガバナンスが機能しておらず、信託そのものの適正な運営が行われているのか疑義が生じるといえる。この考え方は、目的信託において、監督者のいない信託を継続することは妥当ではないとの判断から、信託管理人が就任しない状態が1年間継続したときは、当該信託を終了するものとしている信託法第258条第8項の趣旨を踏まえれば、当然の考え方であると思われる。つまり、内部ガバナンスが機能している公益信託では、信託管理人が不存在になるという事態が生じたとしても滞りなくその事業を継続できるように信託管理人の選任はスムーズに行われるはずであり、1年間という期間は信託管理人の選任期間として十分であると考えられる。したがって、1年以上信託管理人の不存在が継続することを公益信託の終了とする本文の提案を採ることは、公益信託終了の場面における法律関係の簡明な処理につながり、また、公益信託制度の適正な運営を確実にするものと言える。終了事由とするのではなく、「行政庁による公益信託の成立の認可の任意的取消事由とすべきである。」との別案については、行政庁による監督を受けているにもかかわらず、新信託管理人が就任しない状態が1年間継続することは、当該公益信託の運営に疑義が生じているといえるので、反対する。(東弁)
- ・ (2)については、1年間もの間、新受託者又は新信託管理人が不在の状態が続くことはガバナンス面で問題が大きいことから、終了事由とすべきである。(日弁連)

【反対】信託協会

- ・ (2)で、信託管理人の1年間の不存在を信託終了事由としていることに反対し、それ以外については賛成する。信託管理人の任務終了事由が発生したことを他の関係者が早期に知ることができるとは限らず、信託管理人の任務終了から1年以内に信託管理人を選任することが常に容易であるとは言えないことから、不測の事態により信託が終了するおそれがある。公益法人において監事の不存在が公益法人においてどのように取扱われているかを参考に検討すべきである。(信託協会)

2 公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については、制限を設けないものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連

- ・ 存続期間につき制限を設けるべき立法事実は存在せず，また，公益信託は公共の利益に仕えるものであることから，そのために長期にわたって財産が拘束されることも許されると解されており，存続期間を設けないとする現行公益信託法第2条第2項の規律を変更する必要はない。（大阪弁）

【反対】なし

3 委託者，受託者及び信託管理人の合意による終了

【甲案】公益信託の終了は，委託者，受託者及び信託管理人の合意がある場合には，行政庁による公益信託の〔終了の認可／成立の認可の取消し〕を受けることによってすることができるものとする。

【乙案】公益信託の終了は，委託者，受託者及び信託管理人の合意のみによりすることができるものとする。

1 本文の提案について

【甲案に賛成】公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連，個人

- ・ 当事者の合意による安易な終了は認めるべきではない。（札幌弁）
- ・ 甲案の当事者の合意だけでなく，〔行政庁による終了の認可／成立の認可の取消し〕を要するという部分に賛成し，委託者の合意を要することに反対する。受託者と信託管理人の合意と〔行政庁による終了の認可／成立の認可の取消し〕により終了できるようにすべきである。委託者を合意権者とすることは，税制の規定に応じて信託行為で定められるようにすればよいと考える。仮に甲案がそのまま採用される場合には，信託行為で委託者を終了の合意権者でないと定める場合には，どのような方法で終了ができるかを明確化すべきである。乙案は，特定公益信託の要件「当該公益信託は，合意による終了ができないものであること」（所得税法施行令第217条の2第1項第2号等）に反しており，税制優遇を受けられない懸念があり，反対する。（信託協会）
- ・ 信託法第164条第1項は，委託者及び受益者は，いつでも，その合意により，信託を終了することができる旨を規定している。公益信託においては，信託管理人がガバナンスの確保及び受給権者の利益を擁護すべき者として必置される方向で検討されており，かかる信託管理人，委託者及び受託者が公益信託を終了させるべきと考えたのであれば，公益信託を終了させることを可能とすべきである。その上で，甲案は，信託関係者の合意だけでなく，そのチェックのために行政庁の認可を必要

とする。これは、行政庁が公益信託の終了から清算に至る過渡期においても監督を継続して適正さを担保することを意図する提案であり、抽象的には、提案の意図は妥当である。ただし、終了時において、行政庁が何をチェックして〔終了の認可／成立の認可の取消し〕を行うのかについては定かではなく、更に検討が必要である。終了時において認可要件の充足性は問題ではないと思われ、単に信託関係者において終了の合意が成立したか否かのチェックだけであれば、そのようなことに認可は不要であり、届出で足りると考えられる。また、信託財産の清算処理に行政庁の監督が必要であるとしても信託の終了に行政庁の認可は不要であるとの指摘から乙案が提案されていることに鑑みれば、終了時に行政庁は何をチェックするのかという点は、更に検討が必要である。他方で、合意によって公益信託を終了させることとした信託関係者による判断の相当性（終わらせるべきではない公益信託を終わらせていないか）をチェックして認可するのであれば、認可の必要性が認められる。ただし、この場合においても、終了の相当性がどのような場合にあるのかという点は未だ検討が十分ではないので、更に具体化が図られるべきである。また、公益信託は終了時に情報開示（第11による終了の公示）がなされる方向で改正が検討されているので、終了時の情報開示と認可の必要性との関係を考える必要がある。以上から、乙案と割り切ることはできず、甲案に賛成するが、甲案にも検討課題が多く残っている。なお、公益信託の終了について行政庁のなんらかの関与を認めるべきであるという甲案の考え方を前提とすれば、受託者と信託管理人の合意による当該公益信託の終了の判断に不適切な点がないかを行政庁はチェックすることが可能であるので、二者間の終了の合意も可能と考えてよい。（東弁、日弁連）

- ・ 公益性を有する信託が財産管理処分権を有さない委託者、受託者、信託管理人により終了させられることは疑問である。公益信託の財政状況が厳しくなり、継続することが困難となった場合に限り（通常、信託契約に定められた終了事由であろうが）、所定の機関（本来であれば裁判所）の許可により、終了できるものとするべきであろう。（個人）

【乙案に賛成】大阪弁

- ・ 残余財産の帰属につき私人への帰属を認めない案（第17の1(2)本文及び同2）が採用されることを前提として、乙案に賛成する。ただし、信託終了後、清算手続において、公益法人認定法第26条と同様、残余財産の引渡しに関する行政庁への届出義務等を設けるべきである。なお、同規律は、信託の併合を除き、公益信託の終了一般に設けるべきではないかと考えられる。

信託の終了と清算は区別すべきであり、信託の終了に行政庁が関与することが必要であるとまでは言い難く、甲案に反対する。もっとも、信託の終了事由がないにもかかわらず、信託関係者による自由な終了を認める以上、残余財産の帰属先は公的なものに限るべきである。また、信託終了後の清算手続において、残余財産の分

配が私人に流れることなく適正になされているかについて、公益法人認定法第26条と同様の規律を設けるべきである。(大阪弁)

【その他の意見】最高裁

- ・ 乙案について、行政庁が関与せず、合意のみで終了する場合、公益信託の継続性の確保や不正の防止の観点から、信託関係人に支障が生じるおそれがあるとの実務上の問題点の指摘があった。(最高裁)

2 角括弧内の文言について

【「終了の認可」に賛成】札幌弁，東弁，日弁連

- ・ 当事者が「終了」の合意をしたのであるから、「終了の認可」が実態に沿う。(札幌弁)
- ・ 甲案の用語としては、「終了の認可」を採用すべきである。「成立の認可の取消し」という用語は、認定要件が欠けた場合も含む一般的な用語なので、混乱が生じると思われる。(東弁，日弁連)

【「成立の認可の取消し」に賛成】なし

4 公益信託の終了命令

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当になるに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の終了を命ずることができるものとする。

委託者については信託行為において公益信託の終了命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連

- ・ 前段は事情変更があった場合の終了命令に関する信託法第165条と同様の規律を設けるものであり、賛成する。また、現行公益信託法第8条本文では、判断主体が主務官庁とされていたが、主務官庁による監督制度は廃止され、公益信託の変更命令の判断主体は裁判所とされていることとの平仄から、判断主体は裁判所とする本文の提案に賛成する。後段は当初予定できなかつた場面に関するものであり、原則として委託者に申立権を与えるべきと思われるが、委託者が申立権がなくとも構わないと考えるのであれば、信託行為において委託者の公益信託の終了命令の申立権に制約を加えてもよいと考えられるから、後段については、反対しない。(大阪弁)

- ・ 信託関係者の合意ができない場合、特別の事情による信託の終了を命ずる裁判は、裁判所によることが適切である。(東弁、日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】最高裁

- ・ 利害関係を有する者をどのように過不足なく手続に関与させる仕組みとするのか不明確であるとの実務上の問題点の指摘があった。(最高裁)

5 公益信託の成立の認可の取消しによる終了

公益信託の成立の認可を取り消された公益信託は、終了するものとする(注)。

(注) 原則として当該信託は終了するが、信託行為に公益信託の成立の認可の取消後は受益者の定めのない信託として存続させる旨の定めがあるときは、当該信託は受益者の定めのない信託として存続するものとするという考え方がある。

【賛成＝(注)に反対】公法協、札幌弁、信託協会

- ・ (注)のように、成立の認可の取消し後、受益者の定めのない信託として存続させることにはその旨の信託行為の定めがあったとしても反対である。(公法協)
- ・ 認可が取り消されるような場合は、信託を存続させるに値しないといえ、委託者の通常の意味としても、存続を望まないといえる。(札幌弁)

【反対＝(注)に賛成】大阪弁、日弁連

- ・ 公益信託の利用促進の観点から、信託行為の定めがある場合には認可が取り消された場合であっても、存続を認めるべきである。ただし、(注)の考え方による場合、公益法人認定法第30条と同様の規律が必要になると考えるが、この場合、公益信託においては「公益目的取得財産残額」は存在せず、信託財産を全て他の公益信託等へ贈与しなければならないことになるようにも思われる。もっとも、かかる場合においても一旦組成した器を再利用する等のニーズがあり、信託行為においてこのような目的信託としての存続を予定しているのであれば、積極的に当該信託を終了させなければならないとするまでのことはないと考えられる。例えば、事務所の賃貸借契約や事務員等との雇用契約等の契約関係を継続したい場合や、また奨学金支給型の公益信託において、不特定多数要件が欠如しているとして認定を取り消された場合であっても既支給者に対しては支給を継続していきたい場合などが考えられ、特に信託行為で継続を定めている場合には否定する理由はない。(大阪弁)
- ・ 今後において信託の利用を広げる議論をしていることを前提に、法人制度に対する税制が、一般法人、公益法人のほかに非営利型法人という制度を設けていることから、かかる非営利型の受益者の定めのない信託の利用例の活用の道を閉ざすよう

な議論をすべきではない。また、公益信託は、信託契約等により私法上の効力を有しているのであるから、行政庁が公益の認可を取り消したことで、私法上の効力が否定されることは考え難い（公益法人制度であっても、認定取消しによって法人自体が解散するものではなく、一般法人として存続する。）。ただし、(注)の考え方による場合、公益法人認定法第30条と同様の規律が必要になると考えるが、この場合、公益信託においては「公益目的取得財産残額」は存在せず、信託財産を全て他の公益信託等へ贈与しなければならないことになると思われる。もっとも、かかる場合においても一旦組成した器を再利用する等のニーズがあり、信託行為においてこのような目的信託としての存続を予定しているのであれば、積極的に当該信託を終了させなければならないとするまでのことはないと考えられる。例えば、事務所の賃貸借契約や事務員等との雇用契約等の契約関係を継続したい場合や、また奨学金支給型の公益信託において、不特定多数要件が欠如しているとして認定を取り消された場合であっても既支給者に対しては支給を継続していきたい場合などが考えられ、特に信託行為で継続を定めている場合には否定する理由はない。また、補足説明にあるとおり、認定取消しの事由（受託者の役員等の一部が欠格事由に該当した場合）によっては、場合により信託の終了まで必要かが問題となり得るので、取消事由毎に終了の可否を検討すべきである。（日弁連）

【その他の意見】東京都、東弁

- ・ (注)の考え方を採る場合は、終了する場合の残余財産に相当する財産の処理についても定めるべきである。（東京都）
- ・ 本文の提案に賛成する見解と、(注)に賛成する見解の両論あった。

本文の提案に賛成する見解は、受益者の定めのない信託の利用例が現在において存在していないことから、(注)のような制度を設ける必要性に乏しく、法的安定性を害すると指摘する。また、報道によれば、公益法人制度において、内閣府により公益認定が取り消された例は、報道時において全国で3件しかないようである。公益法人インフォメーション（国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト）によっても、公益認定の取消しに至る事例は、行政庁による勧告が繰り返されるなど相当にガバナンス上の問題があったと思われる事案である。この見解は、かかる公益法人における認定取消しの実情からしても、公益信託の認可取消に至るような事案を存続させる必要性に欠けると指摘する。

他方で、(注)に賛成する見解は、今後において信託の利用を広げる議論をしていることを前提に、法人制度に対する税制が、一般法人、公益法人のほかに非営利型法人という制度を設けていることを指摘し、かかる非営利型の受益者の定めのない信託の利用例の活用の道を閉ざすような議論をすべきではないと指摘する。

また、この見解は、公益信託は、信託契約等により私法上の効力を有しているものであるから、行政庁が公益の認可を取り消したことで、私法上の効力が否定される

ことは考え難いと指摘する（公益法人制度であっても、認定取消しによって法人自体が解散するものではなく、一般法人として存続する）。（東弁）

第17 公益信託の終了時の残余財産の処理

1 残余財産の帰属権利者の指定

- (1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。）の指定に関する定めを置かなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の定めの内容は、信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならないものとする（注）。

（注）公益信託の成立後の寄附等により信託財産に加わった財産の帰属権利者については上記(2)に掲げた者を指定するものでなければならないとした上で、公益信託の成立時に抛出された信託財産の帰属権利者については委託者等の私人を指定することを許容する考え方がある。

1 本文(1)の提案について

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東京都，東弁，日弁連

- ・ 仮に、公益信託の信託行為に、残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置かなかったとした場合には、信託法第182条の適用が問題となると考えられるところ、委託者又はその相続人その他の一般承継人への帰属を定めた同条第2項を公益信託に適用することは、一旦、公益に供されたにもかかわらず、残余財産を私人に再度帰属させることを認めることとなり、妥当でない。（大阪弁）
- ・ 本文(1)について、賛成するが、「帰属権利者」という用語は今後更に検討されるべきである。公益信託の残余財産が帰属すべき者を定める必要性があることは、提案のとおりである。ただし、部会では、公益信託の残余財産が帰属すべき者はそもそも信託法第182条等という受益者と同視されるような帰属権利者とは異なるという指摘があり、その用語法を変更する必要性が議論されたので、用語法は今後検討されるべきである。（東弁）
- ・ 本文(1)について、仮に、公益信託の信託行為に、残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置かなかったとした場合には、信託法第182条の適用が問題となると考えられるところ、委託者又はその相続人その他の一般承継人への帰属を定めた同条第2項を公益信託に適用することは、委託者等の通常の意味に反し、適切でない。（日弁連）

【反対】なし

2 本文(2)の提案及び(注)について

【賛成＝(注)に反対】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東京都

- ・ 本文(2)について，基本的に賛成するが，類似目的要件を外すべきである。仮に類似目的を要件から外さない場合には，類似目的の認定は緩やかにすべきである。すなわち，信託財産が，一旦，公益に供された以上，私人に再度帰属することを認めるべきではない。シ・プレ原則は，当事者の意思が不明な場合に適用されるものと考えられ，類似の目的に限定されているのも，当初の信託の本旨に反するような目的のために信託を継続させることは，財産を出捐した委託者の意思に反するからだとされている。そうだとすれば，信託行為上，委託者の意思が明らかな場合には，国若しくは地方公共団体への帰属も認めている以上，財産帰属先を類似の目的を有する公益信託又は公益法人に限定する必要はない。仮に類似目的を要件から外さない場合には，帰属先が限定されすぎないように，類似目的の認定は緩やかにすべきである。(大阪弁)
- ・ (注)のように，公益信託成立後増殖した財産のみ公益帰属とし，元々の財産は私益に戻り得る考え方は，税制上の恩典を受ける前提からすれば到底容認できない。(公法協)
- ・ 公益信託財産は，公益目的に利用されるものとして信託ないし寄付等がなされたものであるから，残余財産についても公益目的に利用されるようにすべきである。いったん税法上の寄付金として取り扱われた財産を私有財産に戻すことは不合理である。(注)はいたずらに議論を複雑にする。(札幌弁)
- ・ (注)のように，私人を帰属権利者に指定する公益信託は，税制優遇が得られないと考えられ，仮に税制優遇を得ることができるとしても複雑な会計処理が必要になり簡易な体制をとることが難しくなる。さらに，受益者の定めのある信託や公益信託以外の受益者の定めのない信託で，同様の目的の信託を実現可能であるから，そもそもニーズがないと考えられる。(信託協会)
- ・ 残余財産の帰属先に「類似の目的を有する公益法人等」を含めることは，公益信託と公益法人とが「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」を共通の目的としていることに鑑み，妥当である。同様の趣旨により，公益法人認定法第5条第17号に掲げる公益目的取得財産残額の贈与先についても，類似目的の公益信託が含まれることが望ましい。(東京都)

【反対＝(注)に賛成】：東弁，日弁連

- ・ 本文(2)の提案は，委託者が財産を公益に拠出した以上は，委託者等の私人には一切戻すことを否定する考え方であるが，極めて硬直的な処理しか認めず，妥当ではない。一方，(注)の考え方は，第18に提案されているような期間限定型というべ

き公益信託を認めることに繋がり、公益活動を行いたいと希望する者の選択肢を増やすことに資するものであって妥当である。これについては、「税制上の優遇を伴うため、従来、公益性の認定にきわめて慎重な態度がとられてきました。それ自体が問題です」と指摘され、「工夫次第では、一定の財産をすべて公益に捧げることがなくとも、少なくともその一部を公益に利用してもらうこともできるはずで、あるいは、できてよいはずで、そのような選択の余地を更に広げるような信託制度に変えていく必要があります」と指摘されるとおりである。(注)については、公益信託の成立の認可が税制優遇を伴うことは困難であるとの指摘があるが、それは、いわばフルコースの税制優遇を念頭に置いた批判である。適切な税制の設定は、むしろ今後の税法上の課題であり、公益信託における選択肢の1つであることを否定する理由にはならない。また、米国では私人への信託財産の帰属を認める公益信託の利用例があるので、公益信託の利用例の増加に疑問があるとするのは早計である。たしかに、委託者に当初信託財産が戻らない類型と比べ税制優遇の度合いが高くなり難いことや、当初信託財産とそうでないものの区別が煩雑になることが課題ではあるが、米国でも高額資産の利用例が存在するのであるから、同様の制度を公益信託として認めれば、利用者の選択肢が増える。実体法と税法の関係は、税法から見て実体法の内容を決めるのではなく、あくまでも実体法それ自体の適否を検討すべきである。あえて公益先行信託の道を閉ざして、利用者の選択肢を狭める立法をすべきではない。(東弁)

- ・ 委託者が財産を公益に拠出した以上は、委託者等の私人には一切戻ることを否定する考え方は、硬直的に過ぎ、相当でない。(注)の考え方を採用した場合、期間限定型と言うべき公益信託を認めることに繋がり、公益活動を行いたいと希望する者の選択肢を増やすことに資するものであって、例えば、先祖代々引き継いできた財産であるので永続的に他人の所有物とはしたくないが、一定期間信託設定をして、公益目的に供したいといったニーズ(歴史的価値のある不動産を50年間美術館として提供するなど)や、株式を信託財産とし、その配当のみを公益目的に供したいといったニーズ(配当金をもって奨学金を給付するなど)に応えることができ、私有財産の公益目的利用を促進することに繋がる。また、アメリカでは、私益信託に公益性を組み入れる仕組みが存在しており、例えば、都心の中心地に空き家を持っている場合、10年だけ公園にして公共の用に提供し、10年経ったら自分の子どものために返してもらうという設定が可能であるし、10年間の公益貢献に対し、一定の税制上の優遇をもって報いる例が紹介されている。委託者に当初信託財産が戻らない類型と比べ税制優遇の度合いが高くなり難いことや、公益法人認定法第30条と同様の規制を設けるとすると計算上の負担が生じることが課題ではあるが、実体法と税法の関係は、税法から見て実体法の内容を決めるのではなく、あくまでも実体法それ自体の適否を検討すべきである。あえて期間限定型と言うべき公益信

託の道を閉ざして、利用者の選択肢を狭める立法をすべきではない。(日弁連)

2 最終的な残余財産の帰属

帰属権利者の指定に関する信託行為の定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、国庫に帰属するものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連

- ・ 現行公益信託法は、信託法第182条第2項の規定によっても残余財産の帰属が定まらないときは、清算受託者に帰属するとの同条第3項を除外する規定を置いていない。しかし、一旦、公益目的に供された財産について、私人である受託者に帰属させるべき合理性は存在せず、一方、最終処理を定める必要から賛成する。(大阪弁)
- ・ 帰属権利者の全てが権利を放棄するような残余財産は、維持・処分に多額の費用がかかる財産であると思われるが、そのような財産を清算受託者に確定的に帰属させるとすると、清算受託者に予想外の負担を負わせることになる。(札幌弁)
- ・ この規定が適用される局面は、引き取り手のない財産(例えば、維持・処分に多額の費用がかかる財産や利用価値のない土地など)が残る場合が想定される。こういった利用価値のない財産の引取りを清算受託者に強制すれば、不動産などを信託財産とする公益信託の普及が著しく阻害されてしまう。したがって、私人及び類似目的の公益信託・公益法人に帰属しない財産は、清算受託者ではなく、国庫に帰属させるべきである。なお、地方公共団体への帰属については、他の法律との関係で課題があると思われるが、検討されるべき課題である。(東弁，日弁連)

【反対】なし

第18 公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等

1 公益先行信託

公益先行信託(信託設定当初の一定期間は信託財産の一部を公益目的のために供するが、一定期間経過後は、残りの信託財産を私益目的のために供する信託)について行政庁が成立の認可を行う制度は設けないものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，個人

- ・ 現行でも、受益者の定めのある信託の仕組みを使って当初の一定期間は公益のために信託財産を用い、一定期間経過後は、残りの信託財産を私益のために用いることは可能であることから、行政庁が認可を行う制度を新たに設けるまでの必要はな

い。(大阪弁)

- ・ いったん税法上の寄付金として取り扱われた財産を私的利用に戻すことは不合理である。(札幌弁)

【反対】東弁，日弁連

- ・ 公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更については，選択肢のすべてを認めることは困難であるかもしれないが，多大な社会的コストをかけて検討が進められている本改正の対象とすることで，公益信託の財団法人補完機能を強化・回復する契機と位置付けることができる。すなわち，公益信託として財産を拠出すると二度と手元に戻ることがない場合には，委託者に対し財産の拠出を躊躇するインセンティブが強く働く。一方で，私益目的が終了するまではその目的のために信託し，その後，公益目的に使用したいという希望を確実なものとするためには，私益信託の設定時に公益信託とされることが強くコミットされていたほうがよい。したがって，公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変換を認めることは，公益信託の利用促進につながる政策である。

既存の法制度を活用することは，法的安定性に欠けることから，受益者の定めのある信託で代替することには限界がある。また，公益信託においては，信託時よりも返還された財産が増殖しているような，不正蓄財の批判は妥当しない。また，税制優遇による不正蓄財を懸念する声もあるようだが，例えば，公益信託終了時に精算することも考えられ，公益先行信託について，税制優遇を認めない・縮小することはあるかもしれないが，税制と公益信託制度とは別個の制度であり，税制優遇の存在が実体法上これを認めない理由とはならない。さらに，法律制度が複雑になるという批判もあるが，例えば，公益先行信託の場合には私益信託変更時の受益者以外の者からの追加信託を認めないという制度設計を採用することで，当初財産と追加財産の分別管理の問題は解決することができる。したがって，公益先行信託については，後ろ向きではなく，その制度設計について，前向きに検討すべきである。

なお，設計に際しては，「公益先行信託」の名称の使用を認めるとすべきである。

「公益先行信託」の名称のもとに委託者以外の第三者からの寄付が集まるとは想定し難いとの指摘がなされているけれども，第三者が寄付をするか否かは，その信託の名称ではなく，大多数は，内容・目的を基に決定されるものであり，かかる指摘は，寄付が集まらないとの説明にはならず，ひいては，制度を設けないとする理由にはならないと考える。(東弁)

- ・ 私益追及の隠れ蓑にならないようにするための所要の措置を講じた上で，公益先行信託について行政庁が成立の認可を行う制度を設けるべきである。

これからの少子・高齢化社会において，公益法人よりも効率的，弾力的な運営が可能な公益信託を用いて民間の資産が教育・研究に加えて福祉等の公益に供されることの意義はより高まっていくことが予想され，公益信託の利用実績を伸ばすため

の施策が必要とされている。公益信託の利用実績を伸ばすための施策として、公益先行信託は有力な手段である。なぜなら、委託者となり得る人にも様々な事情があるから、ある財産を完全に公益に捧げることが難しい場合もあるところ、公益先行信託が認められた場合には、委託者となり得る人は財産を公益信託に抛出し易くなるからである。例えば、公益先行信託を認めると、甲不動産を公益目的Aのために信託財産として抛出したいが、公益目的Aが充足された場合には他の目的に利用したい人がいる場合（例えば、被災者のために期間限定で私有地を信託するなど）、財産抛出者は甲不動産を公益信託に抛出することができるようになり、公益目的Aも充足され、結果として、社会的厚生を高めることが可能となる。

公益先行信託に対しては、当会内においても、①税の優遇措置を得た後で私益目的に利用することへの懸念や、②受益者の定めのある信託の仕組みを使って同様の結果が実現可能であるとの指摘から、消極的な意見も見られた。一方、上記①については、税の優遇措置があるかどうかは税法上の問題であり、実体法上公益先行信託を否定する理由とはならないとの指摘や、②受益者の定めのある信託の仕組みを使って同様の結果が実現可能であるのなら公益信託を利用して同様の結果を実現してもよいはずであることなどから、消極的な意見が指摘する点は実体法上禁止する理由付けとしては弱いとの意見があった。また、消極的な意見が前提とする②の点、すなわち、受益者の定めのある信託の仕組みを使って同様の結果が実現可能であるかは不分明である。公益のための信託には、①信託財産の一体性を維持しつつ転換する方法と②受益権の複層化を用いる方法があり、前者の①が法務省提案の公益先行信託・残余公益信託、後者の②がアメリカ型の公益先行信託（charitable lead trust）・公益残余信託（charitable remainder trust）であると整理した上、後者は、既存の公益法人等を受益者の1人として指定するものであり、助成型を含めた公益事業の担い手となることを目指すのであれば、この②の形式では不十分であるとの指摘があり、事業型を含めて同様の効果を得られる受益者の定めのある信託を設定できるかは定かではない。その他に、公益先行信託の名称のもと委託者以外の第三者からの寄付が集まるとは考えられないとの指摘もされているが、転換後の私益信託の受益者が誰か（委託者であるか、類似目的を有する公益法人であるか等）、公益先行信託設定後の受益者の変更を認めるか等によって、委託者以外の第三者の寄付のニーズは左右されるから、公益先行信託一般に妥当するものではない。

公益先行信託を積極的に解する見解においても、受託者の実際の事務執行が、公益のため十分な配慮がなされているか否か、実は私益追及の隠れ蓑に過ぎないか注意する必要があるとの指摘がされており、こうした公益先行信託の濫用に対する問題意識は、当会においても共有されている。しかしながら、ある公益信託が私益追及の隠れ蓑に過ぎないか否かは、適切な制度設計のもと、公益信託の担い手が適切なモニタリングを実施することで防ぐことは十分可能であり、弁護士がモニタリング

の中心として機能することも考えられる。寄付の文化が育っていないとの評価もある我が国においては、アメリカ以上に、純粹の公益信託だけでなく、公益先行信託や公益残余権信託も認めて、選択肢を拡げることが考えらえるとの指摘もあり、公益信託法改正に当たっては、思い切った政策判断が必要とされる。よって、利益追及の隠れ蓑にならないようにするための所要の措置を講じた上、公益信託の利用実績を伸ばす有力な手段と位置づけられる公益先行信託は認められるべきである。なお、公益先行信託を認める場合には、公益先行信託であることを公示するため「公益先行信託」の名称使用を認めるべきである。(日弁連)

2 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

公益信託について、信託の変更によって受益者の定めを設け、受益者の定めのある信託とすることはできないものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連，個人

- ・ 信託法第258条第2項は、受益者の定めのない信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできない旨定めている。信託の目的、信託設定の方法、存続期間の限定の有無、関係当事者の権利内容など基本的な点において大きく異なることを理由にするものである。一旦、公益目的に供された財産について、私人である受託者に帰属させるべき合理性は存在せず、あえて、同条と異なる規律を設けるべきでない。(大阪弁)
- ・ 一旦税法上の寄付金として取り扱われた財産を私的利用に戻すことは不合理である。(札幌弁)
- ・ 公益先行信託同様、公益信託から受益者の定めのある信託への変更を認めることは、利用実績の伸び悩む公益信託の利用促進につながる可能性がある。もっとも、公益信託の途中で信託の変更による転換を認めると、当初から私益信託への変更時点が明らかにされている公益先行信託と異なり、受託者は、予算を立てることが困難となり、計画的な財産支出をすることができず、公益目的達成に支障を生じる可能性がある。また、第41回法制審信託法部会においては、公益信託から受益者の定めのある信託への変更についてこれを禁止する意見が多数であり、公益先行信託が認められるのであれば、あえて信託の変更による受益者の定めのある信託への変更を認める必要性は乏しいといえる。(東弁，日弁連)

【反対】なし

3 残余公益信託

残余公益信託（信託設定当初の一定期間は信託財産の一部を私益目的のために供するが、一定期間経過後は、残りの信託財産を公益目的のために供する信託）について行政庁が成立の認可を行う制度は設けないものとする。

【賛成】 大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会

- ・ 信託設定当初の時点では、将来の時点で公益信託に抛出される信託財産の規模が不確定であり、公益信託事務を遂行することが可能な信託財産保有の認可基準を満たしているか否かの判断が困難である。ただし、残余公益信託にかかる特別の規律を設けないとしても、最初に私益信託を設定する際に、信託行為によって受託者に対し一定期間後に公益信託の認定申請を行うことを義務付け、その期間経過後に受託者による申請により公益信託の認定を受けることにより、残余公益信託の目的とするところは実現可能であり、公益信託の利用を広める観点から、その旨を一般に周知すべきである。（大阪弁）
- ・ 信託設定時において、行政庁が将来において公益信託の認定基準を満たすかどうかを判断することは極めて困難である。私益信託設定の際の信託行為において、受託者に対し一定期間後に公益信託の認定申請を行うことを義務付けることで足りる。（札幌弁）

【反対】 東弁，日弁連，個人

- ・ 公益信託の財団法人補完機能を強化・回復させる観点からは、私益信託抛出時に公益信託に抛出されることが確実に決まっていることが望ましい。公益信託法の中に特別の規律を設けなくとも最初に私益信託を設定する際に、その信託行為において受託者に対し一定期間後に公益信託の認可申請を行うことを義務付けることで、同様の制度を実現できるとの指摘もあるが、私益信託への財産抛出時に公益信託となることが確定しておらず、委託者に対するコミットメントとしては弱い。加えて、この場合に公益信託の認可を受けるためには、手間や時間、費用をかけて、先行する私益信託を一度終了させ、清算手続を経なければならない（信託法第175条以下）。そうすると、このような代替手段があることを周知したとしても、利用が促進されるとは考え難い。むしろ、二重の費用等の支出を要しない、一度の手続きで公益信託への変更ができるとする制度を設けることが、制度利用の促進に資すると考える。また、公益認可は、公益信託変更時に近い時点で行うべきだという指摘もあるが、私益信託設定時に公益認可をし、例外的に変更時に公益性を否定する制度設計をすることも可能であり、残余公益信託を否定する理由としては弱い。繰り返しになるが、多大な社会的コストをかけて本改正の検討がなされていること及び公益信託の財団法人補完機能を強化・回復することを政策目的として採用すべき社会的

要請があることから、こうした政策目的達成には、私益信託拋出時に公益信託への変更が確約されているほうが望ましい。したがって、残余公益信託については、後ろ向きではなく、その制度設計について、前向きに検討すべきである。(東弁)

- 公益信託転換時に公益信託としての実態が損なわれている場合には公益信託の成立の認可を取り消すこと等の所要の措置を講じることができることを念頭に、残余公益信託について行政庁が成立の認可を行う制度を設けるべきである。

利用実績が伸び悩む公益信託にあつて、残余公益信託は、公益信託の利用実績を向上させる有力な手段である。委託者となり得る人も様々な事情を抱えているため、ある財産を完全に公益に捧げることが難しい場合があるからである。残余公益信託を認めると、例えば、子供が存命中は当該子供のために信託財産の一部を供するが、死亡後は残余財産について公益目的のために供する信託を設定したいというニーズを充足することが可能となる。

残余公益信託については、当連合会内においても、①残余公益信託設定時点では、公益信託転換時に拋出される信託財産の規模が不確定であり、認定基準(第9の3(2)公益信託事務を遂行可能な信託財産を保有していること)を満たしているかの判断が困難であること、②私益信託設定の際の信託行為において、受託者に対し一定期間経過後に公益信託の認定申請を行うことを義務付けることで足りることを理由に、残余公益信託を認めることに消極的な意見もみられた。一方、①については、公益信託転換時に保持すべき財産規模を残余公益信託設定時に定めることで解決可能であるとの意見があり、②については、委託者となり得る者は、将来公益目的に利用されることを期待して財産を信託財産として拋出するから、残余公益信託設定時に公益認可が認められるのは、財産の拋出にあたって重要であるとの意見があつた。また、今回の改正では公益信託の信託財産を金銭に限定しない提案(第9の3(1))がなされており、仮にこの提案が認められれば、事業型の公益信託の設定も想定されるところ、助成型を含めた公益事業の担い手となることを目指すのであれば、アメリカ型の受益権の複層化を用いる方法の形式では不十分である。

残余公益信託の公益認可の時期については、残余公益信託設定時に公益認可を受けることが確定していることが重要である。もっとも、残余公益信託設定時に公益認可を与えるとしても、公益信託事務を遂行可能な信託財産を保有していなければならない(認定基準として、公益信託事務を遂行可能な信託財産を保有していることが提案されている。)ことからすると、公益信託転換時にも公益信託としての実態を有している必要がある。仮に公益信託転換時に公益信託の実態が損なわれている場合には、一般の公益信託同様、公益信託の成立の認可を取り消すことで、公益信託としての実態を欠く残余公益信託の公益目的への転換を防ぐことは可能である。したがって、公益認可を残余公益信託設定時に行ったとしても、これによる弊害への対処は可能である。

寄付の文化が育っていないとの評価もあるわが国においては、アメリカ以上に、選択肢を拡げることが考えられるとの指摘もあり、公益信託法改正に当たっては、思い切った政策判断が必要とされる。よって、公益信託転換時に公益信託としての実態が損なわれている場合には公益信託の成立の認可を取り消すこと等の所要の措置を講じることができることを念頭に、公益信託の利用実績を伸ばす有力な手段と位置づけられる残余公益信託は認められるべきである。なお、残余公益信託を認める場合には、残余公益信託であることを公示するため「残余公益信託」の名称使用を認めるべきである。(日弁連)

- ・ 公益信託から受益者の定めのある信託への変更はできないこと、公益先行信託につき行政庁が成立の認可を行う制度を設けないことについては賛成である。しかし、残余公益信託については、行政庁が成立の認可を行う制度を設けてもよいのではないか。現代日本において、これだけ少子化が進み、家族を持たない人が増えていく中であって、例えば、一定期間は障害を持つ子供のために信託を設定するが、その子が相続人を持たずに死亡した場合に、残余を公益信託として存置させるという社会的な意味はきわめて大きいと考える。その是非が、課税を誰にするのかという税の問題に矮小化して考えることがあるとすれば、問題だろう。(個人)

4 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

【甲案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

【乙案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることができるものとする。

【甲案に賛成】信託協会

- ・ 甲案に賛成する。現在、受益者の定めのある信託で公益信託と比較できるような公益的な事業を行っている事例を認識していない。また、公益信託の認可前に受益者の定めのある信託を設定し、信託の変更をすることに何らかのメリットがあるとも考え難い。仮に、公益信託の認可前に受益者の定めのある信託を設定しても、信託の終了と公益信託の設定により対応可能である。そのため、公益信託の認可前に受益者の定めのある信託を設定するニーズがあるとは考え難く、乙案を導入すべき立法事実が存在しない。徒に制度の複雑化を招くのみでメリットがない乙案に反対する。(信託協会)

【乙案に賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、東弁、日弁連、個人3名

- ・ 信託法第258条第3項は、第18の2の意見において記載した同条第2項と同様の趣旨で、受益者の定めのある信託においては、信託の変更によって受益者の定めを廃止することはできない旨定めており、甲案は、公益信託においても、同様の

規律とするものである。しかし、民間の活力を利用し、公益信託の利用を広める観点から、乙案に賛成する。乙案では、例えば、委託者の一人の子が難病を有しており、その治療のためにその子を受益者とする信託を設定していた場合において、その子の健康が回復した時に、不特定多数の患者の治療のための公益信託に変更することができるようになるが、甲案によると、一旦信託を終了させた上で、公益信託として再度信託しなければならない、相当な手間と費用がかかることが予想される。受益者の定めのある信託から公益信託への変更においては、公益信託から受益者の定めのある信託への変更のように、一旦、公益目的に供された財産について、私人である受託者に帰属させることとなるといった問題も生じない。（大阪弁）

- ・ 当初受益者への受益が不要となり信託行為を変更しその時点から公益信託とすることについて、特段これを排除する必要はない。（公法協）
- ・ 公益信託の認定基準を満たすのであれば、私益信託が信託の変更によって公益認定を受けることを禁止する必要性はない。（札幌弁）
- ・ 法律関係の錯綜については、公益認可を受けることを信託変更の条件とすることで、公益認可時に新たな法律関係を整えることが可能である。一方、債権者を害する利用形態の防止については、公益信託から受益者の定めのある信託への変更を禁止することで実現可能である。第41回信託法部会においても、受益者の定めのある信託から公益信託への変更を認める意見が多く、こうした制度の採用は、公益信託における財団法人補完機能を強化・回復することに資する。利害関係人の利害を調整するための規律については、必要に応じて規律を設けるべきである。（東弁）
- ・ 利用実績が伸び悩む公益信託の利用促進の観点からすると、公益信託の設定コストは低廉である方がよい。受益者の定めのある信託から公益信託への変更を禁止すると、私益信託の信託財産を公益信託の信託財産とするには、私益信託を終了させた上で、公益信託として再度信託しなければならない、相当な手間と費用がかかることが想定される。しかし、かかるコストを発生させる合理性があるのか疑問であり、合意による公益信託への変更を認めるほうが簡明である。受託者の定めのある信託から公益信託への変更を認めると、例えば、委託者の一人の子が難病を有しており、その治療のために、その子を受益者とする信託を設定していた場合において、その子の健康が回復した時に、不特定多数の患者の治療のための公益信託に変更することができるようになり、社会的厚生は高まる。

信託法第258条第3項は、信託の変更により受益者の定めを廃止することはできないと規定する。その理由は、①受益者の定めのある信託と目的信託は、かなり性格の違う信託であるので、変更で対応することは法律関係を錯綜させ、妥当でないと考えられたからである。また、②相互転換可能な場合には、債権者を害する利用形態を採用できる可能性があることを指摘する見解もある。①については、公益信託設定時に行政庁を関与させることで法律関係の錯綜を防ぐことは可能である。

また、②については、公益信託から私益信託への転換を禁止する法務省提案が採用されれば、相互転換はできなくなり、債権者を害する利用形態を採用することはできない。

私益信託から公益信託への変更を認めると、受益者の債権者や信託財産の債権者に悪影響がないかについても検討された。公益信託設定時に受益者の責任財産は減少する（受益権が公益信託に転換することでなくなるため。）が、詐害行為取消権等の債権者保護手続により、受益者の債権者は債権の保全を図ることができると考えられる。一方、信託財産の債権者は、公益信託設定時には責任財産に変更はない。助成型の公益信託に変更された場合（なお、事業型については収支相償原則の採用等による。）には、助成により、責任財産である信託財産が減少し、債権保全の必要性が生じるかもしれないが、その場合には、信託財産の債権者は、詐害行為取消権等の債権者保護手続による債権保全をすることが考えられる。

以上のように、当連合会においても、公益信託への変更を認めるか否かについて慎重に検討を進めたが、これを実体法上否定すべき理由はなく、利用実績が伸び悩む公益信託の利用促進の有力な手段として、受益者の定めのある信託から公益信託への変更は認めるべきである。よって、乙案に賛成する。（日弁連）

- ・ 乙案に賛成である。これからの日本の置かれるであろう社会構造において、種々の公益を目的とした諸課題に対応するために有効なスキームと公益信託がなり得ると考えるからである。（個人）
- ・ 乙案が日本国憲法からすると適切と考える。公益信託とするのが問題ある場合はそれを訴えるような救済の手続（訴訟等）が存在すべきであるが、権利は公共の福祉の制限を受けるので、その救済手続の存在を前提とした場合、乙案（公益信託とすることが公共の福祉にかなう場合は存在すると思われる。）が望ましいと考える。（個人）

第19 その他

1 信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託

【甲案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできないものとする。

【乙案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできるものとする。

【甲案に賛成】札幌弁，信託協会，個人3名

- ・ 信託財産を税法上の寄付金として取り扱うことからすれば、委託者が受託者として引き続き信託財産を管理することは不合理である。（札幌弁）

- ・ 委託者兼受託者が、自らの裁量で財産の処分等の信託事務処理を行う制度は、公益性があるか疑問で、形式的な公益目的の背後に私益目的の存在するような不適切な公益信託を誘発する懸念がある。委託者の影響力を極力排除することが、公益信託の原則と考えるべきであり、このような制度は税制上も通常の公益信託に認められる措置が認められるとは考え難い。そのため、ニーズがあるか極めて疑問である。
(信託協会)
- ・ 公益信託において最も重要なことは、委託者からの信託財産の切り離しにある。公益信託においても財産処分権を有する委託者の意思は認められるべきであるが、それはあくまでも信託設定時においてであり、かつその内容は公益性に制限される。信託設定後においても委託者が信託財産の法的所有者かつ財産管理人である状態で公益性が保たれるかについては大いに疑問であるし、信託宣言による公益信託設定を認めることの必要性が不明確である。(個人)
- ・ 自己信託による設定を認めると、公益信託への信頼が担保できない。委託者が受託者に対して、例えば奨学金の支給をする場合、委託者は、受託者を仲介者(受託者に処分権を移転する形で)として、受益者に寄付しているのである。自己信託では、他益信託の権化である公益信託を設定するには、処分行為として弱い面は否めない。
(個人)
- ・ 安全性が関係するので、現状、甲案が適切ではないかと考える。状況を調査確認し、安全(電気通信・電子的に完全かつ不法な者による利用が無い、という多面的な安全が確保されるものである必要がある)が確認されたのであれば、法改正あるいは特別法又は特別措置等によって、行うようにしていく(まずは段階的あるいは試験的に)のが適切であると考え。(個人)

【乙案に賛成】大阪弁，公法協，東弁，日弁連

- ・ 公益信託の場合には、信託管理人が必置となっている他、公益認定の経路を経ることとされており、目的信託と比較してガバナンスが強化されている。そのため、公益信託普及の観点から、自己信託による設定を可能とすべきである。委託者自身が公益活動を行う能力を有している場合など、あえて受託者を選任することを求める必要はないケースが考えられ、コスト抑制により、公益信託の利用促進に資することが考えられる。公益信託と目的信託の共通点は、受益者の定めがないという点程度であり、効力発生要件や期間制限の有無、ガバナンスの規律など重要な部分について相違点があり、性質上大きく異なるものであって、自己信託を認めない目的信託の規律(信託法第258条第1項)を、公益信託にそのまま適用しなければならない必然性もない。ただし、公益認定後の事後的な債権者詐害防止の観点から、公益信託財産への財産の自由な出し入れを規制するための債権者詐害防止策、例えば、定期的な財産状況や公益活動内容の行政庁等への報告及び債権者への情報公開等、債権者詐害防止策を設けるべきである。(大阪弁)

- ・ 英国の公益信託（特に募金型公益信託）は信託宣言方式が多くみられ、これを排除する特段の理由はない。ただし、この場合委託者の不当な財産等の管理を回避するために、複数の受託者を設ける（英国の場合チャリティ・コミッションは3人以上を推奨）など機関設計上の工夫が必要である。（公法協）
- ・ 公益活動を行おうとする志を有する者としては、財産を有しているが自分は具体的な実行手段を持たず、他者に委ねたいと考える者と、公益活動を行う能力を有し、自らの財産を公益活動に活用したいと考える者の2種類が存在する。後者による公益活動を促進すべきであり、委託者自身が公益信託を適切に実行できる能力を有しているのに、あえて受託者を選任することを求めるべきではない。また、濫用に対する懸念があることに対しては、公益信託においては信託管理人が必置されること等の適切なガバナンスによって対処すべきであって、自己信託制度の活用自体を否定する必要はない。（東弁）
- ・ 公益信託の積極的かつ柔軟な活用を図ろうとするのであれば、公益信託の設定のために多様な選択肢があることが望ましい。自己信託による場合、受託者による不正行為等の可能性が相対的に高まるとしても、行政庁による認可や信託管理人による監督といった新公益信託法の準備する仕組みの適切な運用によって対処されるべきであり、それ自体で自己信託による公益信託の設定を否定する十分な理由にはならない。（日弁連）

2 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

- (1) 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託は、新公益信託法の適用を受ける公益信託への移行について、行政庁による移行の認可を受けることを必要とするものとする（注）。

（注）一定の要件を満たしている既存の公益信託については、届出等の簡易な移行手続を許容するとの考え方がある。

- (2) 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託について、移行の認可を受ける前は、現行公益信託法が適用されるものとし、移行の認可を受けた後は、新公益信託法が適用されるものとする。
- (3) 移行の認可は、新公益信託法の施行日から一定の期間内に受けることを必要とし、移行の認可を受けなかった信託は、上記の期間経過後に終了するものとする。

1 本文の提案について

【賛成】 大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東京都，東弁，日弁連

- ・ 2(1)について、公益法人制度改革の際は、約2万4000の公益法人が存在し、5年の移行期間の間に慎重な審査が行われたことからすれば、平成29年3月時点

で472件が存在するにとどまる公益信託について移行の認可を受けるとしても大きな問題はない。もっとも、既存の公益信託が必要以上に終了とならないためにも、また、行政庁や受託者の負担も考慮し、一定の要件を満たしているものについては、届出等、新法で新たに成立する公益信託よりも簡易な手続きで移行の認可を受けることも今後検討すべきである。2(2)について、法の適用関係が明確になることから賛成する。2(3)について、賛成する。ただし、円滑な移行のため、移行期間について比較的長く設けるということも検討すべきである。(大阪弁)

- ・ 2(1)(注)の考え方に立つため、2(1)及び(3)について「認可」は必ずしも要しないと考えるが、それ以外の点については、簡易移行制度の導入を前提に賛成する。(信託協会)
- ・ 主務官庁制を採用する既存の公益信託と新法に基づく公益信託が併存することは社会的な混乱を招くので、既存の公益信託については、移行の認可を受けた上で新法に基づく公益信託として存続するようにすべきである。(東弁)
- ・ 2(1)について、新公益信託法が適用される公益信託については、既存の公益信託とは異なる認可の基準や信託管理人その他のガバナンスの仕組みが採用される見通しであり、そうであるとすれば、新公益信託法の趣旨を実現するためには、既存の公益信託が新たな公益信託に当然に移行する扱いとすることは適当ではない。そのため、2(1)に賛成する。かかる認可を必要としたとしても、既存の公益信託の数は多いとは言えず、その受託者の担い手も限られていることを踏まえると、基本的には実務上対応可能と推察される。2(2)について、適用基準が明確であり、法律関係の明確化の要請に資する。また、公益法人制度改革の際の公益法人の移行措置を踏襲する扱いとのことであり、その際に大きな混乱が生じていないとすれば、法的な安定性の要請にも応えることができると推察される。2(3)について、一定の期間内に移行の認可(又は、2(1)(注)の簡易な移行手続)を完了しない既存の公益信託について、受益者の定めのない信託として存続させるとすれば、複雑な制度設計を要すると考えられるところ、存続を必要とする実務上の必要性が高いとは必ずしも想定されないことを踏まえると、当該既存の公益信託は終了させる扱いで差し支えない。ただし、2(3)の提案による場合の「一定の期間」については、移行のために想定される実務を踏まえて合理的に設定されるべきである。(日弁連)

【反対】経団連

- ・ これまで問題なく運営されてきた既存の公益信託について、移行時はもちろん、移行後も含め、何らかの新たな負担を課すべきではなく、名称を新法下の公益信託と異なるものとするかどうかといった問題を整理した上で、会社法の特例有限会社法の例も参考に、旧法適用の公益信託として存続させることを検討すべきである。(経団連)

2 (注) について

【賛成】 経団連，信託協会，東弁，日弁連

- ・ 仮に旧法適用の公益信託をなくす場合であっても，特段の手續を要することなく新法下の公益信託とみなすか，あるいは少なくとも，届出等の簡易な移行手續を認めるという(注)の考え方を採用すべきである。(経団連)
- ・ 現在の公益信託は信託銀行により適切に運用されているものがほとんどであること及び移行手續による事務負担の増加による既存の公益信託の信託財産の減少を避けられるという利点に鑑み，届出等の簡易な移行手續を許容する(注)の考え方を支持する。(信託協会)
- ・ 既存の公益信託は，特段の問題が指摘されていないので，移行の認可に厳重な手續きを要することとした場合に，その事務手續上の負担によって公益信託の数や信託財産が減少する結果を招くことは望ましくない。そこで，既存の公益信託については，簡易な手續きで新たな公益信託への移行の認可を受けることを可能とする方策を検討すべきである。また，移行の認可を受けるために信託の変更が必要であるが，委託者が既に死亡していたようなケースの取扱いも念頭におき，既存の公益信託を新法に基づく公益信託に移行する上で何らかの手当が必要であるか否かも検討すべきである。(東弁)
- ・ 新公益信託法が要請するような水準の内部ガバナンスの仕組みが構築できている既存の公益信託については，行政庁による移行の認可を取得させる必要性は高くないと言えることから，(注)の考え方に賛成する。その場合，「一定の要件」や「簡易な移行手續」について，実務を踏まえて検討されるべきである。(日弁連)

【反対】 東京都

- ・ (注) について，既存の公益信託には中間試案において示された認可基準の一部に適合しないものも見られる。今後の新公益信託法における公益信託の成立の認可基準の定め方によるが，新法の適用に当たり，移行の認可は必要である。(東京都)

【その他の意見】 最高裁

- ・ (注) について，内容次第では移行手續や法律関係が複雑化する可能性があるとの実務上の問題点の指摘があった。(最高裁)

3 罰則

現行公益信託法第12条の規律を改め、罰則について所要の措置を講ずるものとする。

【賛成】大阪弁，公法協，札幌弁

- ・ 現行公益信託法第12条のうち同条第1号を削除することに賛成する。偽りの手段を用いて行政庁の認定を受けた場合に、新たな罰則規定を設けることについて賛成する。罰金及び過料の額については、現状を維持することにつき賛成する。改正により受託者による公告を不要とするのであれば、現行公益信託法第12条のうち、同条第1号は不要である。現行公益信託法における罰則規定は同条だけであり、例えば偽りの手段を用いて行政庁の認定を受けた場合など、同条に定める場合以外にも、罰則を必要な場面が認められる。罰金及び過料の額については、現行公益信託法第12条が新設されてからまだ約10年しか経過しておらず、その間、物価や貨幣価値の大きな変動もないことから、現状の金額を維持することが妥当である。(大阪弁)

【反対】なし

【その他の意見】東弁

- ・ 趣旨には賛成するが、最終的な賛否は具体的な規律の内容次第である。現行公益信託法第4条第2項、第6条及び第7条は廃止又は改正が検討され、主務官庁制を廃止する方向で検討がなされていることから、第12条の規定も改める必要がある。その際には、公益法人認定法第62から第66条までの規定を参考として、偽りその他不正の手段により公益信託の設立の認可を受けた受託者に対する罰則等を新設することは妥当である。罰金及び過料の金額は、公益信託法第12条も、公益法人認定法の罰則規定も、平成18年にそれぞれの規定が新設された際のものであり、その後の物価や貨幣価値の変動は大きなものではないことからすると、現状の金額を維持することが相当である。(東弁)

4 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

【賛成】大阪弁，札幌弁，東弁

【反対】なし

【その他の意見】一般社団法人流動化・証券化協議会有志，日弁連

- ・ 資産流動化取引におけるSPCの議決権付株式・持分等の保有ビークルとしての利用を中心に、目的信託の活用資する見直しを行うべきである。中間試案は、主に公益法人制度との整合性の観点から公益信託の見直しを議論するものであるとこ

ろ、これは目的信託の導入の主な理由とされた信託制度と法人制度間の平仄確保と共通する面がある。公益法人の制度と同時に整備された一般社団法人の制度が、公益法人になろうとして公益性の認定が受けられなかった場合の受け皿に留まらず、構成員への剰余金等の分配を目的としない事業を遂行する器や倒産隔離されるべき法人の株主等たる器として一般に広く活用されていることに鑑みれば、目的信託も、公益信託としての不認可処分を受けた場合の受け皿にとどまらず、公益以外の様々な目的（事業）を遂行するための器として活用できるような制度として整備されるべきである。また、かかる公益信託の見直しにおいては、関係者の権限等や公益信託への移行等に関して目的信託の制度と対比した議論がされていることに鑑みて、制度間のバランス等も踏まえて目的信託の活用に資する見直しを行うべきである。具体的には、(1)信託法260条1項を改正して、契約により設定される目的信託に関し、①当該契約において信託管理人の指定を可能とし、かつ、②そのような指摘がなされた場合には当該契約の定めにより委託者の監督権限を排除することを可能とすべきであり、(2)信託法259条を改正して、目的信託の存続期間制限を撤廃し、又は存続期間を長期化すべきである。また、上記(1)及び(2)について、一律に規制緩和するのではなく、資産流動化取引におけるSPCの議決権付株式・持分等の保有ビークルとして目的信託を活用する場合と、財産価値のある株式の財産隠匿等濫用目的の目的信託とを区別する必要があるのであれば、例えば、目的信託の信託対象財産の価額が一定額以下の場合に限り、目的信託に適用されている現行の厳格な各規制を緩和することが考えられる。（一般社団法人流動化・証券化協議会有志）

- ・ 目的信託の活性化のための方策を講じるべきである。目的信託は、公益目的とまでは言えない非営利活動への民間資金の導入等のために有用であるとして、現行信託法の制定に伴い立法化されるに至ったものであるが、実務における利用実績は乏しい状況にある。今般、公益信託法の見直しに伴い、同様に受益者の定めのない信託である公益信託について、多くの貴重な議論が交わされ、その適切な運用や活性化に向けた仕組みが検討されている。そうした公益信託の仕組みには、性質上、目的信託にも妥当するものがあると考えられる。そこで、立法目的に照らし、目的信託の制度をより使い易いものとしてその活性化を図るために、今般検討されている公益信託の仕組みを参考にして、目的信託の規律の見直しが検討されるべきである。具体的には、例えば、第1に、信託法附則第3項の受託者の要件を公益信託と同水準に緩和することが考えられる。第2に、契約によってされた目的信託では、受託者に対する監督権限を（受益者ではなく）委託者が有するとされているところ（信託法第260条第1項）、公益信託と同様に、契約によってされた目的信託についても信託管理人の設置を義務付けた上で、信託管理人が受託者を監督する仕組みとすることが考えられる。（日弁連）

- ・ 限定責任信託の規律が公益信託にも適用されることを明確にすべきである。公益信託の受託者の要件について拡大して公益信託の積極的かつ柔軟な活用を図る場合には、その担い手を確保する観点から、公益信託の受託者が信託に関して負担する債務を信託財産に属する財産に限定する限定責任信託の規律が適用（又は準用）されるよう必要な手当てを講じるべきである。公益信託の受託者の要件を拡大したとしても、受託者が固有財産に属する財産を引当てとする責任を負担し得るとすれば、その担い手となろうとする者（自然人の場合には、尚更である）を萎縮させることになり、公益信託の積極的かつ柔軟な活用を図るといふ立法趣旨を阻害する恐れがあるため、限定責任信託の規律を適用（又は準用）する必要性は高いと考えられる。

信託法上、自己信託によって限定責任信託を設定することも可能と一般に解されているところ（信託法第216条第1項、第258条第1項の比較）、自己信託による公益信託の設定を認める場合には、自己信託によって設定された公益信託についても限定責任信託の規律が適用されることを明確化すべきである。

信託法上、目的信託についても限定責任信託とすることができると一般に解されているものの、限定責任信託に関する信託法の規定中には、限定責任信託は受益者が存在することを前提としているような規定（例えば、信託法第226条）があり、解釈上の疑義がないとは言えない。そこで、目的信託についても限定責任信託の規律が適用されることを明確にすることが望ましい。（日弁連）

以上

(別添) 意見提出団体とその略称対比表

(略称の五十音順, 敬称略)

団体名	略称
大阪弁護士会	大阪弁
一般社団法人日本経済団体連合会	経団連
公益財団法人公益法人協会	公法協
最高裁判所	最高裁
札幌弁護士会	札幌弁
一般社団法人信託協会	信託協会
東京都	東京都
東京弁護士会	東弁
日本弁護士連合会	日弁連
日本司法書士会連合会	日司連
日本労働組合総連合会	連合